

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月24日

【事業年度】 第23期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

【会社名】 株式会社リミックスポイント

【英訳名】 Remixpoint, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 高橋 由彦

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号

【電話番号】 03 - 6303 - 0278

【事務連絡者氏名】 経営企画部部長代理 森村 慎一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号

【電話番号】 03 - 6303 - 0278

【事務連絡者氏名】 経営企画部部長代理 森村 慎一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	28,753	32,789	20,487	21,129	17,751
経常利益又は経常損失 () (百万円)	8,173	1,722	1,758	541	5,501
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (百万円)	6,913	3,267	1,070	593	4,740
包括利益 (百万円)	6,913	3,267	1,070	593	4,740
純資産額 (百万円)	14,114	16,826	17,969	17,911	23,988
総資産額 (百万円)	72,968	19,271	19,714	20,543	27,721
1株当たり純資産額 (円)	121.03	141.75	149.32	145.68	163.56
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	64.05	27.32	8.98	4.92	33.89
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	63.26	27.17	8.98	-	-
自己資本比率 (%)	19.3	87.3	91.1	87.2	86.5
自己資本利益率 (%)	75.2	21.1	6.2	3.3	22.6
株価収益率 (倍)	4.92	11.09	17.93	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	429	6,843	2,447	7,967	12,107
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	259	13,685	120	742	2,322
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,715	564	164	236	11,320
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	4,896	11,173	13,577	5,103	1,994
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	199 (8)	147 (2)	256 (43)	272 (53)	179 (4)

- (注) 1. 第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式はあるものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第22期及び第23期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員数であります。
4. 第23期の親会社株主に帰属する当期純損失の大幅な増加は、暗号資産の評価損の計上(売上高の減少)等によるものであります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2026年 3月
売上高 (百万円)	18,438	31,863	20,209	19,943	17,140
経常利益又は経常損失 (百万円)	1,482	4,100	3,742	867	5,607
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	1,218	4,090	3,009	816	4,819
資本金 (百万円)	7,180	7,877	10	279	5,686
発行済株式総数 (株)	116,530,700	122,717,800	122,727,800	125,350,800	149,044,800
純資産額 (百万円)	9,752	13,287	16,370	17,722	23,719
総資産額 (百万円)	11,441	14,727	17,435	20,133	27,035
1株当たり純資産額 (円)	83.57	111.93	136.02	144.14	161.72
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	2.00 (-)	- (-)	- (-)	5.00 (-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	11.28	34.21	25.25	6.77	34.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	11.14	34.02	25.24	6.73	-
自己資本比率 (%)	85.1	90.2	93.8	88.0	87.7
自己資本利益率 (%)	15.9	35.6	20.3	4.8	23.3
株価収益率 (倍)	27.93	8.86	6.38	61.15	-
配当性向 (%)	-	5.8	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	154 (8)	147 (2)	125 (-)	153 (3)	170 (3)
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%)	153.7 (99.6)	148.8 (102.5)	79.5 (141.7)	202.9 (136.1)	111.2 (179.0)
最高株価 (円)	491	740	315	848	701
最低株価 (円)	128	206	158	117	208

- (注) 1. 第19期、第21期及び第22期の配当性向については、無配のため記載しておりません。
2. 第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式はあるものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第23期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員数であります。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
6. 第23期の当期純損失の大幅な増加は、暗号資産の評価損の計上(売上高の減少)等によるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
2004年3月	業務用アプリケーション・ソフトウェアの開発を目的に、東京都港区西麻布において当社を設立
5月	本社を東京都港区元赤坂一丁目に移転
2006年12月	東京証券取引所マザーズ市場へ上場
2007年4月	本社を東京都千代田区二番町に移転
2009年3月	本社を東京都中央区日本橋箱崎町に移転
2011年2月	本社を東京都中央区日本橋蛸殻町に移転
2013年12月	省エネコンサルティング事業として、エネルギー管理システム「ENeSYS(エネシス)」の販売を開始
2014年7月	本社を東京都目黒区東山に移転
10月	電力売買事業開始(現 エネルギー事業)
12月	中古車売買事業開始
2015年12月	小売電気事業者として登録
2016年2月	高圧需要家への電気小売供給を開始
3月	金融関連事業として仮想通貨交換業を主な事業目的とする株式会社ビットポイント(現 株式会社ビットポイントジャパン)を設立
8月	旅行関連事業としてホテル事業開発を主な事業目的とする株式会社ジャービス(現 株式会社シールエンジニアリング、現 連結子会社)を設立
2017年8月	東京証券取引所市場第二部へ上場市場変更
9月	株式会社ビットポイントジャパンが仮想通貨交換業者(現 暗号資産交換業者)として登録
2018年1月	本社を東京都港区六本木に移転
3月	低圧需要家向け電気小売供給サービス「リミックスでんき」を開始
10月	北海道エリアでの電気小売供給を開始し、電気小売供給エリアが沖縄・離島を除く全国へ拡大
2019年1月	金融関連事業として証券事業参入を主な事業目的とするスマートフィナンシャル株式会社を設立
2月	旅行関連事業としてホテル運営を主な事業目的とする株式会社アナザーを設立
8月	スマートフィナンシャル株式会社の全株式を譲渡
9月	株式会社アナザーの全株式を譲渡
2020年3月	金融関連事業の中間持株会社として株式会社ビットポイント・ホールディングス(現 イブシロン・ホールディングス株式会社、連結子会社)を設立
2020年10月	感染症対策関連事業(現 蓄電ソリューション事業)に本格的に着手
2021年8月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
2022年4月	東京証券取引所市場再編に伴い、スタンダード市場へ移行
2022年7月	株式会社ビットポイントジャパンの株式51%を譲渡
2023年3月	株式会社ビットポイントジャパンの残り全株式を譲渡
2023年6月	中古車売買事業撤退
2023年12月	株式会社ゼロメディカルの全株式を取得し、子会社化
2024年7月	連結子会社の株式会社ジャービスを株式会社シールエンジニアリングに商号変更し、再エネアグリケーション事業を目的とした蓄電池事業を開始(現 蓄電ソリューション事業)
2024年11月	暗号資産投資、株式投資及び融資等に係る投融資事業を推進する金融投資事業開始(現 デジタルアセットマネジメント事業)
2025年5月	株式会社ゼロメディカルの全株式を譲渡
2025年6月	メディカル事業撤退

3 【事業の内容】

当連結会計年度末において、当社グループは、当社のほかに、子会社であるイプシロン・ホールディングス株式会社及び株式会社シールエンジニアリングで構成されております。

2025年5月30日付けで株式会社ゼロメディカルの全株式を株式会社ユカリアに譲渡しております。

なお、関連会社 PA Bpoint Inc.他1社がありますが、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため連結範囲から除外しております。

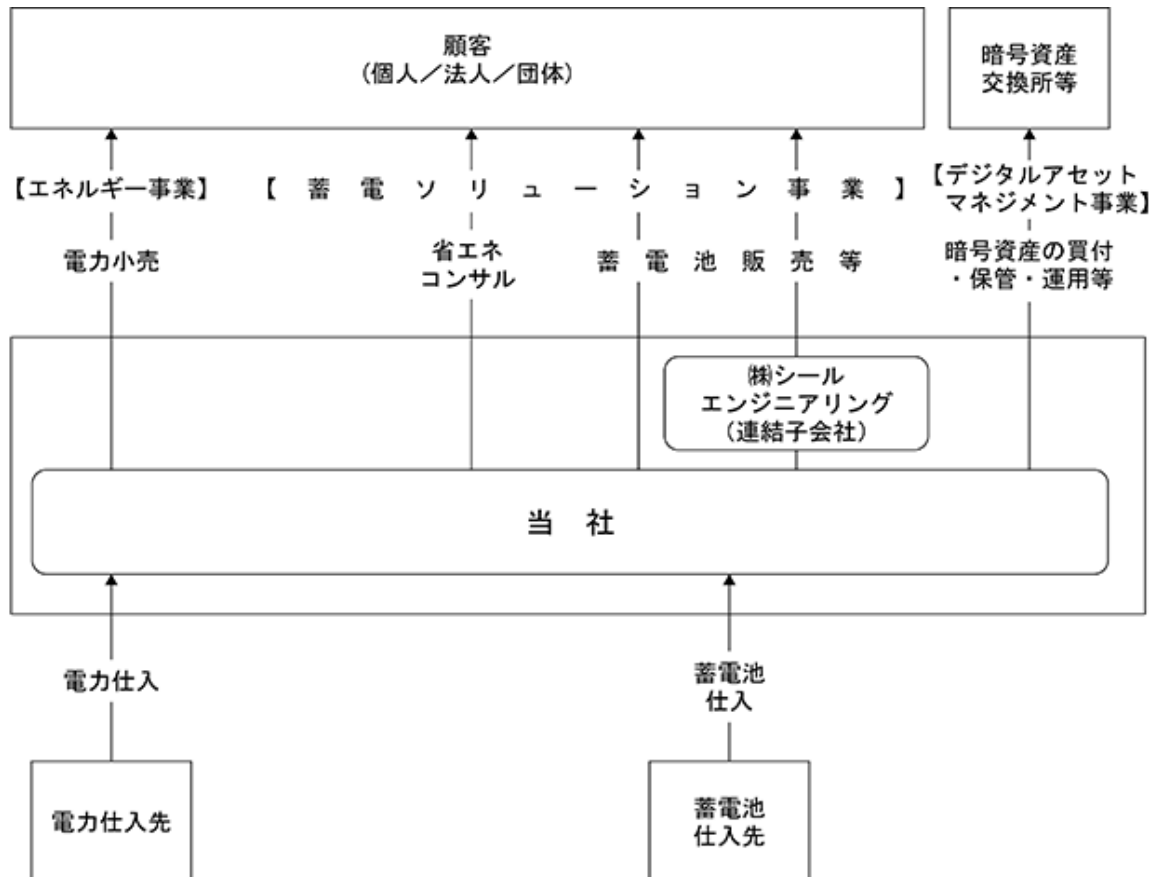
セグメントごとの主要な事業内容は以下のとおりです。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

株式会社ゼロメディカルを譲渡したことに伴い、2025年6月12日付けで「メディカル事業」を廃止しております。

デジタルアセットマネジメント事業	暗号資産投資の取得、保有、運用等
エネルギー事業	電力小売事業
蓄電ソリューション事業	省エネコンサルティング事業及び蓄電池事業
その他	マーケティングコンサルティング等

事業の系統図は、以下のとおりであります。

<事業系統図>



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) イプシロン・ホールディングス株式会社	東京都港区	10	その他事業	100.00	・ 役員の兼任あり
株式会社シールエンジニアリング	東京都港区	50	蓄電ソリューション事業	100.00	・ 役員の兼任あり ・ 資金援助あり

(注) 上記のほか、非連結子会社1社と持分法非適用関連会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する記述は、本有価証券報告書提出日（2026年6月24日）現在において当社グループが判断したものであります。こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクや不確実性を内包するものです。将来の業績は、経営環境の変化などにより、実際の結果と異なる可能性があります。

（1）経営環境

当社グループは、これまで社会が変化するタイミングで、投資・事業開発を積極的に進めてまいりました。当社の事業セグメントは、デジタルアセットマネジメント事業、エネルギー事業、蓄電ソリューション事業及びその他事業となっております。

当社が電力小売業を展開するエネルギー事業の分野においては、電力需給がひっ迫する夏季・冬季における電力取引価格が高騰する傾向にあり、また、国際紛争がエネルギー価格に与える影響など電力取引価格の動向は引き続き不透明であるものの、ロシアによるウクライナ侵攻直後と比較すると、比較的落ち着いた動きを見せておりました。今年2月28日に行われた米国とイスラエルによるイランへの大規模な軍事攻撃を契機にホルムズ海峡が実質的に封鎖状態となり、2月末から原油価格が上昇しましたが、現在、米国とイランの間で6月17日に戦闘終結に向けた覚書が署名されたことにより、米軍によるイランの海上封鎖が解除されるなど事態は大きな転換点を迎えています。しかしながら、今後、約60日間で行われる最終合意に向けた協議は、より困難な局面を迎える可能性があるとも示唆されており、引き続き中東情勢とそれらがエネルギー価格に与える影響については、予断を許さない状況です。我が国の電源構成は、火力発電が約7割を占めており、電源構成全体のうち1割程度が石油、3割はLNGによって発電されています。日本のLNG調達価格の多くは、長期契約において原油価格と連動する仕組みとなっているため、原油価格が上昇した場合、時間差はあるもののLNG調達コストにも影響が及ぶことから、今後の電力価格への影響が懸念されております。

また、将来にわたって日本全体の電力供給力（kW）を確保する目的で創設された容量市場は、需要家や発電事業者だけでなく、当社のような小売電気事業者にとってもメリットがある制度であるものの、容量抛出品の抛出品水準によっては経営に大きな影響を及ぼす可能性があります。さらに、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）は、一定規模以上の小売電気事業者に対して販売量に応じた非化石証書の調達義務を課しており、具体的には、2030年には、供給電力の非化石電源比率44%以上という目標が定められ、目標達成の確度を高めるために、国は毎年事業者ごとに中間目標を設定しております。当社ではNon-FIT低圧太陽光発電所の開発を進めておりますが、今後、非化石証書の調達が過大な負担となることも考えられます。加えて、2030年には、「量的な供給能力確保義務」が課せられることが予定されております。これは、小売電気事業者に「実需給の3年度前に想定需要の5割、1年度前に7割」を「現物電源」で確保することを義務化するもので、これにより小規模事業者は事業継続が困難となる可能性も示唆されております。当社は、これらの課題に対し、長期的な相対電源の確保や適切な商品ミックスの構築による収益モデルの見直しなど適切に対応してまいります。

蓄電ソリューション事業が営む蓄電池事業をとりまく事業環境としましては、今後、デジタルトランスフォーメーション（DX）やグリーントランスフォーメーション（GX）の進展により、電力需要が増加に転じることが見込まれています。特に、DXをさらに加速させる生成AIの登場により拡大が見込まれるデータセンター、重要な戦略物資である半導体、鉄鋼や化学などの素材産業といった将来の成長産業における電力需要の増加と脱炭素電源を求める動きは世界中で顕著なものとなっています。このような状況下、電力の安定供給確保のための調整力も重要視されており、現在調整力の大部分を火力発電や揚水発電が占める中、一般送配電事業者が電力供給区域の周波数制御、需給バランス調整を行うために必要な調整力を調達するにあたり、多くの電源等への参加機会の公平性確保、調達コストの透明性・適切性の確保、調整力の効率的な確保の観点から、2021年度に需給調整市場が創設され、2024年度から調整力の全商品の市場取引が開始されました。これを受け、日本のエネルギー政策が直面する電源の脱炭素化と電力の安定供給を両立させるための中核インフラとして、蓄電池の役割と重要性が飛躍的に増大し、再生可能エネルギーの主力電源化に伴う電力系統の安定化に不可欠な系統用蓄電池市場が急速に拡大しております。当社は、2025年12月9日公表の「中期経営計画（2027-2029）」に記載のとおり、2029年3月期までに、5か所のFIP転化発電所及び20か所の系統用蓄電所の保有を目標に掲げ、開発等を進めております。

またデジタルアセットマネジメント事業における暗号資産投資につきましては、暗号資産価格のボラティリティが高く、経済情勢、暗号資産に関わる市場環境や金融市場の動向の影響を受けるため、暗号資産価格の変動が損益に過大な影響を与える可能性があります。

(2) 経営の基本方針

当社グループは、社会に新たな価値を創造し提供することを目指し、社会が変化するタイミングで生じる課題を事業を通じて解決することをモットーとし、デジタルアセットマネジメント事業、エネルギー事業、蓄電ソリューション事業及びその他事業を推進しております。

すべてのステークホルダーから信頼され期待される存在であるために、「適切な収益を確保し持続的な成長を実現することで企業価値の向上を図ること」、「コーポレート・ガバナンスの強化に努め透明かつ公正な経営を実行すること」を経営の基本方針としております。

(3) 経営戦略

当社グループは、今後さらに当社グループを発展させていくためには、各事業が独自に成長戦略を描き、他社との業務提携や資本提携等を含めてスピード感をもって新たな取り組みを推進し、自立的に強化・拡大していくことが必須であると考えております。また、M&A等、既存事業と親和性の高い事業領域や新たな事業機会が創出される分野への投資や、人材確保等を通じた組織力の強化によって、当社グループの更なる収益規模拡大に向けた機動的戦略の実行を図ってまいります。

(4) 中長期的な経営戦略

当社グループは2025年12月9日に「中期経営計画(2027-2029)」を公表いたしました。今後も社会が変化するタイミングで生じる課題を、事業を通じて解決してまいります。中長期的なグループ成長シナリオとして、現在展開する事業セグメントにおける具体的な施策は以下のとおりです。

デジタルアセットマネジメント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ビットコインを中心とする暗号資産の取得及び運用 ・Web3.0関連事業への参入及びWeb3.0関連企業への出資等アライアンスの推進
エネルギー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業環境の変化への円滑な対応：2050年カーボンニュートラル達成に向けての電源の低炭素化推進、環境価値の高い電力供給プランの推進（非化石電源比率の拡大）、容量市場への対応等。また2030年に義務化が予定されている「量的な供給能力確保義務」への適切な対応。 ・突発的な電力調達コスト増加の抑制：安定的かつ効率的な需給管理体制の維持・運用、相対電源の積極的確保、電力先物取引の活用等 ・需要家のさらなる開拓：需要家の特性・志向に応じた電力プランの開発・提供、認知度向上による需要家獲得等 ・他事業とのシナジー促進
蓄電ソリューション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT制度のもと発電していた太陽光発電所をFIP制度へ転化させるコンサルティングに加え、FIP転化後の太陽光発電所の販売や自社保有の推進 ・系統用蓄電池の販売や自社保有の推進 ・家庭用蓄電池や産業用蓄電池の販売網の拡充 ・「エネルギー・環境×防災・減災」をテーマとした、サービスやプロダクトの開発・提供 ・蓄電池・発電機等の提供 ・補助金活用コンサルティングのノウハウ・経験をベースとした、ソリューション導入支援・他事業とのシナジー促進

(5) 対処すべき課題

デジタルアセットマネジメント事業における課題

デジタルアセットマネジメント事業は、主に暗号資産の取得・保有・運用等を推進しております。デジタルアセットマネジメント事業を取り巻く事業環境といたしましては、ブロックチェーン技術を利用したサービスの提供は中長期的には拡大が予想され、それに伴って暗号資産の存在感もさらに増していくと考えております。近年においては、米国における金融政策の動向や、地政学リスク等による外国為替市場の動向も注視されている一方で、中東情勢については予断を許さない状況が継続していることから、依然として景気後退懸念や地政学リスクが常態化しており、暗号資産市場は引き続き先行きが不透明な状況が続いています。資産価値の中長期的な保全の観点からも保有暗号資産の多くを中長期的に保有するとともに、保有する暗号資産を重要な事業アセットと捉え、暗号資産を活用した収益獲得機会の創出等を図っていくことが課題となります。

エネルギー事業における課題

中長期的には、2050年カーボンニュートラル達成に向けての電源の低炭素化推進、再生可能エネルギー発電の活用や環境価値の高い電力供給プランなどがありますが、短期的には、事業利益が、変動する電力調達価額や2025年3月期より開始された容量抛出金の抛出額に左右されぬよう、需要家に価格変動リスクを適切に転嫁する商品ごとの設計や電力調達の仕組みの構築があげられます。また、エネルギー供給構造高度化で電気事業者に求められている非化石電源比率（中間目標）への対応のほか、2030年に義務化予定の「量的な供給能力確保義務」への対応も課題となります。

務」への対応として、長期的な相対電源の確保や適切な商品ミックスの構築による収益モデルの見直しなど適切に対応してまいります。

蓄電ソリューション事業における課題

蓄電ソリューション事業は、主に蓄電池事業及び省エネルギー化支援コンサルティング事業から構成されております。蓄電池事業は、代理店を通じて顧客に販売されるBtoB取引が主となります。よって、販路拡大のために蓄電池販売を得意とし販売力のある代理店を獲得することが課題となります。

また、蓄電ソリューション事業においては、従来型の蓄電池販売事業だけでなく、FIP転化事業や系統用蓄電池事業も展開しております。事業の収益化のためには、案件の仕入段階から出口戦略の実行に至るまで、社内外との綿密な連携を図り、スムーズな業務遂行とキャッシュ・コンバージョン・サイクル（CCC）の最適化が課題となります。

省エネコンサルティング事業では、これまでの事業者向けのエネルギー使用合理化・省エネ関連のソリューションに加え、BCP（事業継続計画）対策や家庭における防災・減災対策として、再生可能エネルギー、蓄電池及び発電機の組み合わせなどによる提案を積極的に展開してまいります。省エネルギーや防災・減災といった一部の効用にとどまらず、レジリエンス向上を促すための取り組みを推進してまいります。

経営環境の変化への機動的な対応、これによる事業機会及び収益の追求

将来にわたる持続的な成長を実現するため、事業規模及び収益の拡大を戦略的に推進する必要があります。当社グループは、市場のニーズやウォンツを的確に捉え、社会・時代の変化に機動的に対応し、既存事業の強化、派生ビジネスへの取り組み、新しい発想・視点による新規の事業機会の創出をたえず行ってまいります。さらに、事業ポートフォリオを定期的に見直し、収益力及び効率性の向上を推進し、中長期的な成長基盤の確立を図ってまいります。また、成長を加速するために、その時々を経営環境を鑑み、特に、脱炭素を志向する環境意識の高い企業との協業等を含めた他の企業グループとの連携や戦略的な投資を推進してまいります。

内部管理体制の拡充ならびにコンプライアンス及びリスクマネジメントの強化

当社グループは、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るために、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、2017年12月に策定した「コーポレート・ガバナンス基本方針」（2021年12月及び2025年7月一部改訂）において、コンプライアンスの徹底及びリスクマネジメントに対し積極的な取り組みを行う姿勢を明確にいたしました。コーポレートガバナンス・コードの改訂その他事業環境の変化に応じて、当社グループにふさわしいコーポレート・ガバナンスの実現に努めてまいります。また、引き続き、グループ全体において、継続的な啓発活動及び教育研修を実施し、一人ひとりが高い倫理観を醸成し、良識と責任のある行動をとることのできる企業風土を形成してまいります。

優秀な人材の確保・育成

当社グループが中長期的な経営戦略を遂行し、各事業の成長を実現するうえでは、事業環境の変化に的確に対応し、新たな価値を生み出すことのできる人材の確保と育成が不可欠であります。業容の拡大に伴い、専門性や経験を備えた人材への需要は一層高まっており、採用力の強化と、社員一人ひとりの能力が最大限に発揮される就業環境の整備を、重要な経営課題として継続的に取り組んでまいります。

ダイバーシティ&インクルージョンの推進

当社グループにおいて、多様な人材がその個性と能力を発揮し合うことは、変化の速い事業環境に対応し、新たな発想を生み出す原動力になると考えております。当社グループは、性別や国籍にとらわれない人材登用を進めるとともに、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを進めてまいります。なお、人材の育成及び社内環境整備に関する方針並びに関連する指標及び目標については、「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

2050年カーボンニュートラル実現というメガトレンドの中、エネルギー事業や蓄電ソリューション事業を営む当社の役割は、二酸化炭素排出量を抑えた発電による電力の提供、蓄電池の販売拡大や顧客のESG活動を支える省エネコンサルティング等を通じて、サステナブルな社会に貢献することにあります。

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

(1) ガバナンス

取締役会は、サステナビリティ全般に関するリスク及び機会の監督に対する責任と権限を有しています。

エネルギー供給構造高度化法は、一定規模以上の小売電気事業者に対して販売量に応じた非化石証書の調達義務を課しており、具体的には、2030年には、供給電力の非化石電源比率44%という目標が定められ、目標達成の確度を高めるために、国は毎年事業者ごとに中間目標を設定しています。

取締役会は、エネルギー事業の事業責任者より、非化石電源比率目標値の達成状況について報告を受け、進捗・今後の取り組みについて協議しております。

(2) 戦略

エネルギー事業や蓄電ソリューション事業を営んでいる当社グループが、持続的に成長することが、最も優れたESG活動だと認識しています。具体的には、Non-FIT低圧太陽光発電所の開発、保有を進め、脱炭素社会の実現に寄与しております。また、系統用蓄電池事業及びFIP転化事業の推進により、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。持続的に成長するためには、組織におけるガバナンス強化はもちろんのことですが、多種多様な価値観を受け入れる組織風土を育むことも経営陣の大事な使命であると考えております。

また、当社グループの事業は、エネルギー、環境、金融など専門性の異なる領域にまたがっており、その持続的な成長は、多様な経験とスキルを持つ人材が、変化をチャンスと捉えて力を発揮できるかどうか大きく左右されます。こうした考えのもと、当社グループは、従業員一人ひとりの個性を尊重し、自律的な能力開発とキャリア形成を支援する環境の整備を進めております。とりわけ女性の活躍推進を重要な経営課題と位置付け、管理職に占める女性比率及び採用者に占める女性比率について目標を定めて取り組んでおり、当事業年度においては、いずれも目標を上回る水準となりました。また、仕事と子育ての両立支援に取り組んでおり、男性従業員の育児休業取得を積極的に促した結果、当事業年度の男性労働者の育児休業取得率は100%となりました。引き続き、性別や国籍にかかわらず意欲のある従業員が安心して活躍できる就労環境の整備と、職場コミュニケーションの活性化に努めてまいります。なお、当社グループはこれまで複数の国籍の人材を登用してきており、今後も事業の展開に応じてグローバルな人材の活用を図ってまいります。

(3) リスク管理

当社グループは、当社グループに関するコンプライアンスリスクについて適正に評価し、その対応策を検討する活動を推進及び統括することを目的として当社内にリスク・コンプライアンス委員会を設置しておりますが、サステナビリティに係るリスクと機会の識別、優先的に対応すべきリスクと機会の絞り込みについても、同委員会所属の委員により行われ、同委員会にて共有されております。重要なリスクと機会については、取締役会へ報告される仕組みをとっております。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記「(2) 戦略」に記載した人材の育成及び社内環境整備に関する方針に基づき、仕事と子育ての両立支援や女性が活躍できる職場環境づくりを目的として、次の指標に関する目標を定めて取り組んでおります。

なお、当該指標に関する目標及び実績は、連結グループにおける主要な事業を営む提出会社のものを記載しております。

指標	目標	実績(当事業年度)
管理職に占める女性労働者の割合	女性管理職の割合を30%以上にする。	36.4%
採用者に占める女性労働者の割合	女性の採用割合を30%以上にする。	42.1%
男性労働者の育児休業取得率	男性労働者の育児休業取得率100%を目指す。	100%

3 【事業等のリスク】

本有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している重要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、事業上のリスクとして具体化する可能性が高くないと思われる事項も含め、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から、以下のとおり記載しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であり、当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断ならびに当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本有価証券報告書の本項以外の記載事項も併せて慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。また、以下の記載事項は、当社株式への投資に関連するリスクを完全に網羅するものではありませんので、この点ご留意ください。そのため、以下に記載したリスク以外でも当社の想定を超えたりリスクが顕在化した場合には、当社グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

なお、文中においては将来に関する記載事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、経営環境の変化等により実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業の内容に関するリスクについて

(1) 法令・規制等による事業への影響について

当社グループは、新たな事業機会が創出される分野において積極的に事業開発を行っていく方針を有しています。そのため、展開中の事業及び展開を検討中の事業において、法令の新設・改正、規制の見直し・整備等によって、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、エネルギー事業における電力小売事業は、「電気事業法」に基づくものであり、想定外の法令改正、制度変更、法令等の解釈・適用（その変更を含みます）等により、当社グループの期待どおりに事業を展開することができなくなる可能性があります。また、事業の実施に必要な許認可、登録等を取得・維持できない又は取消等を受けるような場合には、事業を実施することができなくなる可能性があります。その他、当社グループが行う事業に固有に適用される法規制のほかに、企業活動に関わる各種法規制（消費者保護、プライバシー保護、人権尊重、労務、公正競争、知的財産権、租税、環境に関する各種法規制を含みますがこれらに限られません）の適用を受けています。当社グループがこれらの法規制に違反する場合、違反の意図の有無にかかわらず、行政機関等から登録・許認可の取消や罰金などの処分を受けたり、取引先から契約を解除されたりする可能性があります。その結果、当社グループの社会的信用が低下したり事業展開に支障が生じたりする可能性があります。

(2) 顧客基盤について

当社グループは、収益基盤の安定化及び事業規模の拡大を実現するために、既存顧客への売上拡大を図るとともに、新規顧客を意欲的に開拓し獲得することで、顧客基盤を拡大していくことが重要な課題の一つであると認識しています。そのため、製商品・サービスの品質向上、マーケティング・チャネルの有効活用、戦略的パートナーシップの構築・発展、新規事業の開発等に取り組んでまいります。しかしながら、諸施策が功を奏せず計画が順調に進捗しない場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争環境によるリスク

エネルギー事業における電力小売事業は、2016年4月の電力小売全面自由化以降、登録小売電気事業者数は着実に伸び、2026年6月2日現在814事業者となっており、需要家の選択肢も広がり、新電力（電力自由化以降に新規参入した小売電気事業者）による電力供給の割合は約2割を占めるまで成長しました。そのような環境のもと、電力小売部門における競争は今後も激しくなると考えられますが、2020年度冬季、2021年度冬季と2期連続で卸電力取引市場の取引価格の異常な高騰により、一部の小売電気事業者の経営状況が悪化し、事業停止、事業撤退などがあり、また、新規契約の受付停止などの事態も発生しました。

エネルギー供給構造高度化法は、一定規模以上の小売電気事業者に対して販売量に応じた非化石証書の調達義務を課しており、2030年には、供給電力の非化石電源比率44%以上という目標を定め、さらに、目標達成の確度を高めるために、国は毎年事業者ごとに中間目標を設定しています。これにより、当社を含む一定規模以上の小売電気事業者は、販売電力量に応じて非化石証書の調達が必要となることから、当社では現在、Non-FIT低圧太陽光発電所の開発を進めているものの、今後、電力小売事業の規模拡大に伴い、非化石証書の調達負担が増加することも考えられます。また、国全体で必要な供給力（発電量）を確保するための、容量市場における容量拠出金の負担もあり、小売電気事業者が事業を継続するためのコストは今後も増加すると想定されます。さらに2030年

には、「量的な供給能力確保義務」が課せられることが予定されております。これは、小売電気事業者に「実需給の3年度前に想定需要の5割、1年度前に7割」を「現物電源」で確保することを義務化するもので、これにより小規模事業者は事業継続が困難となる可能性も示唆されております。当社は、これらの課題に対し、長期的な相対電源の確保や適切な商品ミックスの構築による収益モデルの見直しなど適切に対応してまいります。

当社グループは、電力市場の状況・課題に対して適正な利益を実現するための施策を講じてまいりますが、競争環境などの要因により、高騰する電力取引価格並びに非化石証書調達にかかる費用及び容量拠出金等を顧客に転嫁できないときは、適正な利益を確保できなくなる可能性があります。

(4) 自然災害、不測の事故等について

エネルギー事業における電力小売事業では、気候による電力需給状況の逼迫の発生のほかに、国内外の自然災害、事故、システムトラブルその他の不測の事態が生じることにより、正常な電力供給が行われず、燃料価格の高騰等のため電力調達価格が上昇し電力コストが増加するなど、当社グループの電力小売事業に支障を来す可能性があります。このような場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、エネルギー事業において保有しているNon-FIT低圧太陽光発電所や蓄電ソリューション事業においてFIP転化した太陽光発電所を保有する場合には、天候や気候条件によって発電量が大きく変動します。また、風災、雪災、土砂災害、水害など自然災害による設備の倒壊や損傷、パネルやケーブルといった太陽光発電設備の盗難等が発生する可能性があります。当社といたしましては、あらゆるリスクを想定し、損害保険の加入やセキュリティ対策、EPC事業者や近隣住民との関係構築を通じて適切な運用を心掛けてまいります。

(5) 期間損益の変動について

エネルギー事業における電力小売事業の売上は、需要家の電気使用量の季節変動による影響を受けます。また、電気使用量の変化、発電所の休廃止、その他不測の事態による電力供給量の減少等によって電力需給のバランスが崩れるような場合には、電力調達コストが大きく変動するリスクがあります。気温・湿度・気象・発電コスト等が想定外の範囲で変化した場合には、需給のミスマッチによるインバランス料金等の負担による損失の発生、売上・利益の減少が生じる可能性があります。そのため、当社グループにおいては、需給管理体制の充実、電力調達先の多様化、価格変動リスクのヘッジなどの施策を実施するとともに、電力の調達・需給に関する契約の内容及びバランスを適宜見直し、適正な利益を確保できるように努めてまいります。

蓄電ソリューション事業における省エネコンサルティング事業では、顧客のニーズに合わせた最適なコンサルティングの実施に努め、申請支援する補助金や補助金申請支援が可能な交付団体の多様化等を進めておりますが、補助金の交付決定等の時期により売上が偏重する傾向があります。また、補助金の予算規模や申請要件等の変更により、年間売上高が変動する可能性があります。そのため、当社グループでは、省エネコンサルティング事業と深く関係する蓄電池、発電機、エネルギーコントローラ等のエネルギー関連機器・設備や環境衛生機器その他感染症対策商材の拡販等を行うことにより、期間損益の平準化を目指しております。

また、当社グループの業績は、過去において、当社グループが提供する製商品・サービスの構成、電力先物取引に係る評価損益、事業投資の成功又は失敗、事業の譲渡等の様々な要因によって、四半期毎、年度毎に変動しており、今後も変動する可能性があります。したがって、当社グループの過去の各四半期又は通期の実績が将来の業績の傾向を直接・間接に示唆するものではありません。

(6) M&Aについて

当社グループは、既存の事業ポートフォリオを定期的に見直しつつ、新たな事業機会が創出される分野において積極的に投資や事業買収並びに事業開発を行っていく方針を有しております。また、新規事業の開発や、既存事業の業容の拡大及び縮小を効率的に推進するために、グループ外企業との新規提携及び提携強化を進めております。その過程で、海外を含めた第三者との合併による企業設立、既存企業への追加的な投資等を国内外で行う可能性があります。このため、これらの投資や事業買収、事業統合に際して多額の費用が発生する可能性があります。また、第三者との合併事業、提携事業や投資先事業が大幅な不振に陥ったり、これらの事業の業績不振が一定期間以上継続したりする場合には、追加的なコストの発生や投資有価証券の減損又は評価損の計上等の可能性もあります。

さらに、提携先の相手国側における法規制等の制約を受ける可能性や、事業戦略上の目的や予定していた事業収益の増大が実現できない可能性、第三者との合併事業や提携事業等が所期の目的を達成できない可能性があります。このような場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。そのため、当社グループにおいては、提携等に関する意思決定の際には、シナジー効果、将来にわたる投資採算性

等を考慮に入れ、法規制・会計・税制等の影響も含めたリスクを低減・回避するべく、検討を実施してまいります。

(7) 感染症対策関連事業（現 蓄電ソリューション事業）に特有のリスクについて

感染症対策関連事業では、商品やサービスの提供過程において、品質不良等により消費者に健康被害を与えるような事態が発生した場合には、販売減少、損害賠償の発生又は当社グループのブランドイメージ毀損等によって当社グループの経営成績等は影響を受ける可能性があります。

(8) 気候変動に関するリスクについて

近年、気候変動への関心が国内外で高まり「低炭素社会」「脱炭素化」への移行が求められる中、電力小売事業を含む電力供給ビジネスにおいても、気候変動問題への対応をはじめとした環境負荷の低減への積極的な取り組みがこれまで以上に必要になってきています。

これらの気候変動に関するリスクに対して、当社は、再生可能エネルギーの積極的な活用や需給両面での二酸化炭素排出削減などの取り組みを進めております。今後のわが国の環境政策及び国際枠組みの動向などによっては、環境負荷低減や気候変動の対応のための費用が増大するなど、将来的に当社グループの事業運営及び業績に影響を受ける可能性があります。

また、金融・資本市場においてESG（環境・社会・ガバナンス）情報を投資判断に活用することが急速に拡大しており、気候変動問題への戦略・取り組みや気候変動リスクをはじめとする環境情報に関する開示はもちろん、環境問題への取り組み自体が不十分であるなどと判断された場合には、株主・投資家等のステークホルダーから信頼・評価を失い、株価低迷や資金調達困難化などにより経営成績等に影響を与える可能性があります。

(9) サプライチェーンマネジメントについて

特に、蓄電ソリューション事業における蓄電池等の機器の供給においては、コスト極小化のためにも、製品の開発、製商品・部品等の調達、生産・製造、製商品の供給に至るまで、適時に行う必要があります。特定の供給元に依存し調達に制約を受ける場合には、当社における生産・製造及び供給が中断あるいは遅延する可能性があります。

また、製商品の生産・販売が地政学的リスク、自然災害、疫病、テロ、サイバー攻撃あるいは輸送事故などの理由により物流が停滞するような場合には、売上機会の損失、対応コストの増加などにより、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。さらに、製品については外部委託先を含め品質基準に基づく生産・製造を行っておりますが、万が一製品に品質不良や不具合等が発生した場合、また製品の設置工事の不手際により、設置先に損害を与えた場合には、顧客対応、リコール、損害賠償等のコストが発生するだけでなく、当社グループの信頼が損なわれ、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、サプライチェーンマネジメントの強化を目指しており、取引先の動向把握や取引先との関係強化の推進、外部委託先への監督のほか、サプライチェーンの変化に応じた対応策、例えば、特定の取引先への依存を見直しての部品等の確保、供給に合わせた販売の調整などを行っております。

(10) デジタルアセットマネジメント事業における暗号資産投資に関するリスクについて

当社グループは、デジタルアセットマネジメント事業において暗号資産関連事業への投資、暗号資産の取得・保有・運用等を行っております。これらの投資については、市場の変化等によって、価格が下がった場合や期待されるキャッシュ・フローを生み出せない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

具体的なリスクは以下のとおりです。

価格変動によるリスク

当社が保有するビットコインを中心とした暗号資産は、暗号資産価格のボラティリティが高く、経済情勢、暗号資産に関わる市場環境や金融市場の動向の影響を受けるため、暗号資産価格の変動が当社グループの損益に過大な影響を与える可能性があります。

システムセキュリティリスク

当社は外部のカストディに暗号資産を預けていますが、カストディにおいてサーバーへの不正アクセスによるハッキングが発生した場合、当社が保有する暗号資産が盗難にあい当社の資産が大きく毀損する可能性があります。またシステム障害によって取引が一時的に停止となり、その間当社の希望する売買が行えなくなることから暗号資産の取得、売買が計画通りに進まない可能性があります。

また、国内外における大手カストディアンや取引所において、ハッキングや暗号資産の不正流出等の不祥事が発生した場合、暗号資産市場全体へその影響が及び、暗号資産価格が大きく下落することで、当社グループの損益に過大な影響を与える可能性があります。

規制リスク

主に米国における暗号資産に係る政策の方針転換や、各国政府や規制当局が暗号資産に対する規制を強化した場合、暗号資産市場に大きな影響を与え、価格が変動し、当社グループの損益に影響を与える可能性があります。

ブロックチェーンのシステムリスク

暗号資産はブロックチェーン技術に基づき取引が行われていますが、ブロックチェーンの根幹をなす仕組みが破綻した場合、暗号資産自体の価値が失われ、当社の資産が大きく毀損する可能性があります。

当社グループにおいては、このようなリスクを理解し、リスク管理を徹底しておりますが、万が一これらのリスクが顕在化した場合、暗号資産価格の変動による影響額を暗号資産評価損益として損益計算書において計上することになります。

(11) 暗号資産レンディング取引（暗号資産等貸借取引）に関するリスク

当社は保有する暗号資産を一定期間第三者に貸し付け、利息（貸借料）を得るレンディング取引（暗号資産等貸借取引）（以下、「本レンディング」といいます）を行っております。本レンディングについては、貸付先企業の財務状況等によっては、貸し付けた暗号資産が返済されない可能性があります。また、貸付期間中に、暗号資産の価格が大きく下落する局面において、売却できない可能性があります。さらに、貸付先企業において、暗号資産がハッキングされるリスクがあります。また、大規模なシステム障害などの不可抗力によって、暗号資産の返還が遅延・不能なる可能性があります。上記のことが発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 系統用蓄電池事業に関するリスク

当社は、系統用蓄電池事業に本格的に参入しておりますが、今後、参入企業の増加や制度変更により、需給調整市場における価格が下落する可能性があります。この場合、想定していた収益を上げることができず、投資回収期間が延びる可能性があります。また、蓄電池のトラブル（初期不良・故障・劣化・事故等）が発生した場合、本来得られるはずであった収益が得られない可能性があります。また、蓄電池稼働にともない近隣住民からの苦情等があった場合、事業継続についての追加的なコストが発生する可能性があります。上記のことが発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 知的財産権について

当社グループにおいて、情報システムやソフトウェアに関する知的財産権の重要性が増しているなか、当社グループは、情報システムの開発等に当たっては第三者の特許を侵害する可能性がないかを調査をする一方で、知的財産は重要な経営資源であり、契約対応や産業財産権取得によって当社グループの知的財産権の保護にも努めています。

このような取組みにかかわらず、当社グループの製品やサービスが第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償請求を受ける可能性があるほか、情報システムの使用差止請求を受けサービスを停止せざるを得なくなるなど、業務遂行に支障を来す可能性があります。また、第三者により当社グループの知的財産権が侵害される可能性があります。

2. 当社グループの事業体制に関するリスクについて

(1) 人材の確保・育成について

当社グループは、価値観が多様化する社会の中で、人材の価値を最大限に引き出し、企業価値の持続的な向上に結び付けることが必要であり、人的資本経営の実現のために適切な人材戦略を立案しこれを実行することが急務であると考えております。

当社グループでは、これまでも事業ポートフォリオ・マネジメントの一環として経営資源配分の最適化に継続的に取り組み、組織構成及び人員配置の適正化を図っております。今後も、事業の進展にあわせて、ダイバーシティ&インクルージョン(「人材の多様性」と「多様性を受容し互いに包摂すること」)の推進を踏まえ、優秀な人材の確保と継続的な育成、ならびに内部管理体制の拡充を図っていく方針です。しかしながら、雇用情勢の変化その他の要因により、経営戦略及びビジネスモデルの実現のために必要な人員の確保や人材育成が計画どおりに進捗しない場合、既存の主要な人材の社外流出を防止できない場合、適切な人員配置や組織の整備ができない場合などには、当社グループの競争力や効率性が低下し、業務運営に支障を来すなど、当社グループの将来の成長、事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループは、今後の成長を図るべく、中長期的な経営戦略の遂行及び対処すべき課題の取組みに際しては、変化に対応し社会的な価値を創出することのできる優秀な人材の確保・育成が重要な経営課題の一つであると認識し、実現すべきビジネスモデル及び戦略とその時々の人材ポートフォリオのギャップを把握し、戦略を実現するために必要な意欲のある人材を確保・育成するとともに、持続的な成長を支える人材を育成すべく一人ひとりが活躍することのできる環境を整備し維持してまいります。

(2) 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な向上を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが極めて重要であると考え、「内部統制システム整備の基本方針」及び「コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定し、内部統制システムの適切な整備と運用、コンプライアンスの徹底を行い、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社グループでは、内部管理体制の一層の拡充に努めておりますが、事業の急速な拡大により十分な内部管理体制の整備又は運用が追いつかないというような状況が生じる場合や内部統制システムが有効に機能しないような場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの円滑な事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報セキュリティについて

当社グループは、事業上の重要な情報、顧客・取引先等の機密情報や個人情報等を保有し、事業活動のためにこれら情報を利用しています。他方で、特に個人情報については、不正な利用・アクセスや漏えいを防止するためにも、個人情報保護法等により適正な管理及び取扱いが要求されています。当社グループでは、情報管理に関する規程や取扱手順等を策定・運用するとともに、役職員等に対する教育・啓発等による情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を実施し、また、外部委託先等についても適宜その情報管理態勢を監督しております。万が一予期せぬ事態により当社グループの保有する機密性の高い重要情報が外部に流出したり、第三者が不正に取得し使用したりするような事態が生じた場合には、損害賠償や対応費用の発生ばかりでなく、当社グループの社会的信用が低下し、円滑な事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは、業務遂行又はサービス提供のため、複数のコンピュータシステムを活用しています。また、これらのコンピュータシステムの多くは、顧客・取引先等のシステムとネットワークで接続されています。当社グループは、業務システムの安定的な稼働に努めるとともに、重要な業務システムについては、万が一の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しております。しかしながら、エラー、事故、サイバー攻撃、システムの新規開発・更新等により、重大なシステム障害等が発生した場合には、このような対策が有効に機能しない可能性があります。また、システムリスクやサイバーセキュリティリスクが顕在化した場合には、情報の流出、データ改ざん、システム誤作動、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社グループは、技術の進歩、情報セキュリティ確保の内外の要請、他でのセキュリティインシデントの発生状況等を踏まえ、情報活用の有効性の向上と情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、役員及び従業員に対する教育・啓発により、情報管理のさらなる徹底に取り組んでまいります。また、外部委託先、仕入先、販売チャネルを含むサプライチェーンにおける情報セキュリティの確保についても、関係先の理解・協力を得て推進してまいります。

(4) コンプライアンスについて

当社グループは、コンプライアンスを重要な経営課題の一つとして位置付け、事業活動に際しては企業倫理及び法令遵守の徹底を図るべく諸施策を講じています。しかしながら、コンプライアンス上のリスクを完全には回避できない可能性があり、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの社会的信用やイメージの低下、損害賠償等により、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループは、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス推進体制を構築するとともに、役員及び従業員に対する教育・啓発を実施し、さらなる企業倫理の向上及び法令等の遵守に努めております。また、外部委託先、仕入先、販売チャネルを含むサプライチェーンでのコンプライアンスの徹底についても、関係先の理解・協力を得て推進してまいります。

3. その他のリスクについて

(1) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、業績向上に対する士気高揚のため、取締役及び従業員等に対するインセンティブとして新株予約権（ストック・オプション）を付与しています。また、今後も取締役及び従業員等に対するインセンティブの一つとして新株予約権の付与について継続的な活用を検討しています。これらの新株予約権が権利行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存株主の有する株式の価値及び議決権の割合が希薄化する可能性があります。

また、当社グループでは、事業投資の実施、成長戦略の実現、事業環境の変化への対応、その他の経営上の目的のために資本増強又は資金獲得を必要とする場合があります。この資金需要を充足するために、新株、新株予約権の発行や、自己株式を活用する可能性があります。あるいは、企業価値の向上を図るうえで事業の拡大や多角化を目的とする業務提携及びその強化を進める際にこれと並行して資本提携を行う場合があります。その際に新株、新株予約権の発行や、自己株式を活用する可能性があります。これらの発行及び権利行使によって、当社の1株当たりの株式価値及び議決権割合の希薄化が生じ、株価に影響を与える可能性があります。

(2) 感染症が事業活動に及ぼす影響について

当社グループが行う電力小売事業（エネルギー事業）は、その公共性の観点から事業を中断することなく継続することが要請されており、感染症の感染拡大及びその長期化による事業への影響を最小限に抑えるため、必要な対応を迅速にとるべく努めております。

また、感染症の感染拡大やその防止を理由として他の事業者や一般消費者の休業等が長期化するような場合には、外出自粛やテレワークのために家庭における消費電力、特に日中の電力需要が増加する可能性はあるものの、事業者における電力需要の落ち込みや業績悪化などが生じ、結果として電力小売事業（エネルギー事業）の売上が減少したり、売掛金の回収が困難になったりする可能性があります。さらに、感染症の拡大防止対策を優先的に実施するために、事業者においてエネルギー合理化等のための設備投資や省エネ対策の実施に関する意欲が減退するような場合には、省エネコンサルティング事業（蓄電ソリューション事業）の売上が減少する可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況の概要ならびに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、その実現には潜在的リスクや不確実性を含んでおり、さらに業績に影響を与える要因はこれに限定されるものではありません。したがって、諸要因の変化により、実際の結果と異なる可能性があります。

（1）経営成績

当連結会計年度の業績につきましては、売上高17,751百万円（前期比16.0%減）、営業損失5,477百万円（前連結会計年度は営業損失1,211百万円）、経常損失5,501百万円（前連結会計年度は経常損失541百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失4,740百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失593百万円）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの業績は以下のとおりであります。なお、各セグメントの売上高の金額は、セグメント間の内部売上高を含めない数値を記載しております。また、当社グループの報告セグメントは、業績評価、事業戦略の構築、経営資源の配分等を行う上で重要性の高い区分を基に決定しており、前連結会計年度までは、「エネルギー事業」、「レジリエンス事業」、「メディカル事業」、「金融投資事業」及び「その他事業」の5つで構成されておりました。メディカル事業につきましては、2025年4月25日付開示「連結子会社の異動を伴う株式譲渡及び特別利益の計上の見込みに関するお知らせ」に記載のとおり、2025年5月30日付でメディカル事業を営む連結子会社の株式会社ゼロメディカル（以下、「ゼロメディカル」といいます）の全株式を株式会社ユカリアに譲渡しました。これにより、メディカル事業の業績が連結業績に与える影響は僅少となることから2025年6月12日付で事業を廃止し、第1四半期連結会計期間より、メディカル事業の損益は「その他事業」に含めております。なお、ゼロメディカル株式の譲渡に伴い、当連結会計年度において、関係会社株式売却益629百万円（特別利益）が計上されております。また、当社は、2024年7月25日付「資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、主にメディカル事業におけるメディカル・ヘルスケア領域へのマーケティング支援、BPRなどのソリューション提供及び医療データ連携に係るDX化支援等における協業を目的とし、LIDDELL株式会社との間で資本業務提携契約を締結しておりましたが、メディカル事業の廃止に伴い、本資本業務提携を解消し、当連結会計年度において、投資有価証券売却益158百万円（特別利益）を計上しております。

また、当社は、2025年5月19日付開示「第三者割当による第24回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」及び同年7月9日付開示「第三者割当による第25回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第4回無担保社債（私募債）の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、EVO FUNDを割当先とした第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）及び無担保社債（私募債）を発行（以下、「本資金調達」といいます）し、総額107億円を調達いたしました。本資金調達によって調達した資金のうち、95億円をビットコインの取得に充当し、2026年3月31日時点における暗号資産の取得総額は229億円となっております。当社は、今後、ビットコインを中心とした暗号資産を保有するのみならず、保有する暗号資産を重要な事業アセットと捉え、暗号資産を活用した収益獲得機会の創出等も図っていくことから、「金融投資事業」を「デジタルアセットマネジメント事業」に名称変更いたしました（なお、第1四半期連結会計期間においては、一時的にビットコイン・トレジャリー事業と呼称いたしました）。なお、第24回新株予約権（行使価額修正条項付）につきましては、2025年12月1日付開示のとおり、資金使途を「Web3.0関連事業への投資」から「蓄電池事業及びエネルギー事業への投資」へ変更し、調達資金の充当が完了しております。

さらに、「レジリエンス事業」につきましては、今後FIP転化事業や系統用蓄電池事業に注力し、蓄電池事業を中心とした事業収益の拡大を図る方針であることから、「蓄電ソリューション事業」に名称変更いたしました。系統用蓄電池につきましては、再生可能エネルギーの主力電源化に伴う電力系統の安定化に不可欠な系統用蓄電池市場が急速に拡大しており、早期の市場参入と大規模な案件への参画が事業成長の鍵となります。当社は、限られた資金を最大限に活用しながら、この喫緊の需要に対応するため、自社における設備投資及び事業開発に加え、匿名組合出資というスキームを戦略的に活用して優良な系統用蓄電所案件へ出資を行うことが、蓄電ソリューション事業の成長をさらに加速させ、またリスクを分散しながらより安定的な収益確保につなげることが企業価値の向上に繋がると判断し、2025年12月1日開示「匿名組合出資に関するお知らせ」に記載のとおり、系統用蓄電池の取得、開発、保有、運営等を営む合同会社NCパイオニア（東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号、代表社員：一般社団法人NCP 職務執行者：乳井賢）に対して匿名組合出資を行いました。

以上のことから、当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントは、「デジタルアセットマネジメント事業」、「エネルギー事業」、「蓄電ソリューション事業」及び「その他事業」となります。また前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分に基づいて記載しております。

(デジタルアセットマネジメント事業)

デジタルアセットマネジメント事業は、上記記載のとおり、金融投資事業から名称変更を行いました。デジタルアセットマネジメント事業におきましては、2026年3月31日時点までに、総額229億円分のビットコインを主とした暗号資産を取得しております。

当連結会計年度において、ビットコイン価格は、米国雇用統計の軟化やインフレ率が目標値に近づくとも米連邦準備制度理事会（FRB）による利下げ観測が強まるたびに上昇し、逆にインフレの再燃が懸念されると下落するなど一進一退の展開を続けていましたが、米国のビットコイン現物ETFへの継続的な資金流入に加え、主に香港などアジア市場でのビットコイン現物ETFの拡大等により、2025年10月7日に126,000ドル（約1,960万円）を突破し史上最高値を更新しました。しかしながら、その直後にトランプ米大統領の対中関税発言や米中貿易摩擦の再燃による世界経済への先行き不透明感から、株式や暗号資産などのリスク資産を手放し、金などの安全資産へ資金を移すリスクオフの動きが発生し、過去最大となる数兆円規模のロスカット（ポジションの強制清算）が発生しました。これら一連の流れは一旦収束したものの、中東情勢の先行きの不透明感から依然として景気後退懸念や地政学リスクの常態化により、暗号資産市場は引き続き先行きが不透明な状況が続いています。

このような状況下、当社は、2026年3月31日時点の保有暗号資産の時価に基づき、5,893百万円の暗号資産評価損（売上高の減少）を計上いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は 5,887百万円（前期は 2,049百万円）、セグメント損失（営業損失）5,887百万円（前期はセグメント損失（営業損失）2,098百万円）となりました。

(エネルギー事業)

エネルギー事業は、主に電力小売業を営んでおります。当連結会計年度におけるエネルギー事業の事業環境につきましては、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます）における電力取引価格（スポット市場のシステムプライス（月間平均）、以下、「JEPX取引価格」といいます）の平均が前期に比べ1 kWhあたり平均1.25円程度下落しました。国内の火力発電燃料として主に使用されるLNG（液化天然ガス）や石炭の取引価格も前年より低調に推移し、電源調達面に関しては比較的平穏な事業環境が継続しました。しかしながら、今年2月28日、米国とイスラエルがイランに対して大規模な軍事攻撃を実施したことを受け、イラン革命防衛隊がホルムズ海峡付近の全船舶に通行禁止を通告し、ホルムズ海峡は実質的に封鎖状態となりました。これらの影響により2月末から原油価格が上昇し、それまで1バレル60ドル台で推移していたものが、一時110ドル台まで上昇するなど、大きな変動が見られました。我が国の電源構成は、火力発電が約7割を占めており、電源構成全体のうち1割程度が石油、3割はLNGによって発電されています。日本のLNG調達価格の多くは、長期契約において原油価格と連動する仕組みとなっているため、原油価格が上昇した場合、時間差はあるもののLNG調達コストにも影響が及ぶことから、今後の電力価格への影響が懸念されております。当社では、過去の電力価格の異常高騰の経験から、これまで商品ミックスの充実を図り、「市場連動型」・「固定単価型」・「市場連動と固定単価のミックス型」等、様々な料金プランを備え、需要家のニーズに応えつつも、JEPX取引価格の価格変動が事業収益に与えるリスクを最小限に抑え、安定的な利益確保の基盤を整えてまいりました。引き続き、事業環境を取り巻く世界情勢や地政学リスク等を注視し、適切に対応してまいります。

このような状況下、高圧需要家については、販売代理店網の強化により当連結会計年度末における総契約容量は前連結会計年度末と比較して約16.4%増加しました。また、獲得を強化している低圧法人需要家は、新規代理店の開拓や既存代理店とのリレーション強化などにより新規受注数は想定を上回って推移し、前連結会計年度末と比較して約77.2%の増加、低圧個人需要家につきましても、契約口数の減少傾向が続いておりましたが、需要家獲得のための販促活動を積極的に行い、前連結会計年度末と比較して約79.2%の増加と、契約口数を着実に積み上げることができております。

当連結会計年度においては、上記記載のとおり、JEPX取引価格が前連結会計年度に比べ低い水準で推移し、販売単価の押し下げ要因となったものの、高圧及び低圧の需要家数及び販売電力量が順調に増加したことから増収となりました。また、前連結会計年度より新たに開始された容量市場は、発電所の建設・運営に必要な固定費の一部を小売電気事業者が負担すること（以下、「容量拠出金」といいます）で、発電事業者が発電所を維持し、将来の電力供給を安定的に確保するためのものですが、当連結会計年度において当社が負担すべき容量拠出金583百万円が売上原価として計上されております。なお、2027年3月期の容量拠出金の当社負担額は当連結会計

年度に比して増額され、1,035百万円を見込んでおりますが、実際に負担する拠出金額については、期中で電力広域的運営推進機関が算定する配分比率に変更が生じた場合などに変動する可能性があります。

以上の結果、当セグメントの売上高は21,092百万円（前期比2.1%増）、セグメント利益（営業利益）1,036百万円（前期比25.7%減）となりました。

（蓄電ソリューション事業）

蓄電ソリューション事業は、上記記載のとおり、レジリエンス事業から名称変更を行いました。蓄電ソリューション事業は、主に省エネコンサルティング事業及び蓄電池事業から構成されております。当連結会計年度においては、MA-T System関連商品（「すごい水」シリーズ）や省エネ商材の販売による収益が前年同期に比べ減少したものの、主に蓄電池事業において、蓄電池の販売代理店の開拓や販売活動を積極的に推進し、当社オリジナルブランドの家庭用ハイブリッド蓄電システム「remixbattery」や工場や商業施設等の法人向け小型産業用ハイブリッド蓄電池の蓄電池販売台数が順調に伸長したこと、また補助金の採択による省エネコンサルティングや省エネ商材の販売による売上が前連結会計年度と比して増加しました。さらに2024年7月1日付で株式会社ジャービス（連結子会社）から商号変更を行った株式会社シールエンジニアリングにおいてもDX研修サービスの提供や系統用蓄電池の地位等の販売による売上を計上したことから増収増益となりました。

蓄電池事業を取り巻く事業環境としましては、国内におけるエネルギー転換（GX）政策の推進により、蓄電池に対する需要の高まりや高い収益性が見込まれております。このような状況下、蓄電池事業においては、蓄電池システムの設計・施工・運営・保守をワンストップで提供することに加え、今後、FIT（固定価格買取制度）からFIP（市場連動型プレミアム制度）への移行に伴い、蓄電池を活用した電力需給調整が必須となることから、さらにFIP転換事業を強化してまいります。また、再生可能エネルギーの主力電源化に伴う電力系統の安定化に不可欠な系統用蓄電池市場も急速に拡大していることから、積極的に系統用蓄電池への設備投資及び事業開発を推進しており、上記記載のような匿名組合出資等のスキームを活用しながら積極的かつ戦略的に収益機会の獲得に努めてまいります。

以上の結果、当セグメントの売上高は2,392百万円（前期比74.6%増）、セグメント利益（営業利益）559百万円（前期比93.0%増）となりました。

（その他事業）

その他事業は、上記記載のとおり、2025年5月30日付でメディカル事業を営む連結子会社のゼロメディカルの全株式を株式会社ユカリアに譲渡し、メディカル事業における2025年4月及び同年5月の損益が含まれておりません。

以上の結果、当セグメントの売上高は154百万円（前期比86.5%減）、セグメント損失（営業損失）15百万円（前期はセグメント利益（営業利益）40百万円）となりました。

仕入および販売の実績は以下のとおりであります。

仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（％）
デジタルアセットマネジメント事業	-	-
エネルギー事業	18,705	102.1
蓄電ソリューション事業	1,354	189.5
その他事業	14	8.9
合計	20,074	104.5

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（％）
デジタルアセットマネジメント事業	5,887	-
エネルギー事業	21,092	102.1
蓄電ソリューション事業	2,392	174.6
その他事業	154	13.5
合計	17,751	84.0

(2) 財政状態

< 連結貸借対照表の要約 >

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2025年3月期末)	当連結会計年度末 (2026年3月期末)	増減
総資産	20,543	27,721	7,177
負債合計	2,631	3,732	1,100
純資産	17,911	23,988	6,077

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、23,374百万円となり、前連結会計年度末(18,657百万円)に比べ、4,716百万円増加となりました。その主な要因は、貸付暗号資産14,970百万円、仕掛品378百万円、売掛金及び契約資産126百万円の増加、自己保有暗号資産7,902百万円、現金及び預金3,109百万円の減少があったこと等によるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、4,347百万円となり、前連結会計年度末(1,886百万円)に比べ、2,460百万円増加となりました。その主な要因は出資金1,984百万円、機械及び装置766百万円、建設仮勘定343百万円の増加、投資有価証券350百万円、敷金及び保証金285百万円の減少があったこと等によるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、3,732百万円となり、前連結会計年度末(2,519百万円)に比べ、1,212百万円増加となりました。その主な要因は、未払金434百万円、買掛金334百万円、短期借入金300百万円の増加、1年内返済予定の長期借入金8百万円の減少があったこと等によるものです。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、0円となり、前連結会計年度末(111百万円)に比べ、111百万円減少となりました。その要因は、長期借入金111百万円の減少があったことによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、23,988百万円となり、前連結会計年度末(17,911百万円)に比べ、6,077百万円増加となりました。その主な要因は、親会社株主に帰属する当期純損失4,740百万円の計上、新株予約権の行使に伴い資本金及び資本準備金がそれぞれ5,406百万円増加したこと等によるものです。

(財務比率)

当連結会計年度末における流動比率は、前連結会計年度末に比べ114.1ポイント下落し、626.2%となりました。

また、当連結会計年度末における自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ0.7ポイント下落し、86.5%となりました。

(3) キャッシュ・フロー

<連結キャッシュ・フロー計算書の要約>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月期)	当連結会計年度 (2026年3月期)
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,967	12,107
投資活動によるキャッシュ・フロー	742	2,322
財務活動によるキャッシュ・フロー	236	11,320
現金及び現金同等物の期末残高	5,103	1,994

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は1,994百万円となり、前連結会計年度末(5,103百万円)に比べ、3,109百万円減少となりました。

各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は12,107百万円(前期は7,967百万円の支出)となりました。これは主に貸付暗号資産の増加14,970百万円、自己保有暗号資産の減少7,902百万円、税金等調整前当期純損失4,710百万円、関係会社株式売却益629百万円等の要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は2,322百万円(前期は742百万円の支出)となりました。これは主に投資事業組合出資金の払込による支出2,000百万円、有形固定資産の取得による支出1,326百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入529百万円、投資有価証券の売却による収入508百万円等の要因があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は11,320百万円(前期は236百万円の収入)となりました。これは主に新株予約権の行使による株式の発行による収入10,743百万円、短期借入金の増加550百万円、新株予約権の発行による収入26百万円等の要因があったことによるものであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性の分析

当連結会計年度における資本の財源及び資金の流動性の分析につきましては、上記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) キャッシュ・フロー」に記載しております。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、見積り及び仮定を用いることが必要となりますが、これらは期末日における資産の金額及び開示期間の費用の金額に影響を与えます。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

(連結子会社の異動)

当社は、2025年4月25日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社（完全子会社）であるゼロメディカルの全株式を、株式会社ユカリアに譲渡することを決議し、株式譲渡日を2025年5月30日とした株式譲渡契約を締結しております。また当社は、当該契約に基づき同社の全株式を譲渡しております。

(第24回新株予約権の発行)

当社は、2025年5月19日開催の取締役会において、下記のとおり、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「割当予定先」又は「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第24回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行を決議いたしました。

詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（3）行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等」に記載のとおりであります。

(第25回新株予約権の発行)

当社は、2025年7月9日開催の取締役会において、下記のとおり、EVO FUNDを割当予定先とする第三者割当による第25回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行を決議いたしました。

詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（3）行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等」に記載のとおりであります。

(第4回無担保社債（私募債）の発行)

当社は、2025年7月9日開催の取締役会において、下記のとおり、EVO FUNDに第4回無担保社債（私募債）（以下「本社債」といいます）を発行することを決議しました。

なお本社債は、2025年7月11日に払込を受け、2025年8月13日に償還条項に基づく繰上償還を完了しております。

(1) 社債の名称	株式会社リミックスポイント第4回無担保普通社債
(2) 社債総額	2,000,000,000円
(3) 各社債の額面金額	50,000,000円
(4) 利率	なし
(5) 払込金額	額面100円につき100円
(6) 償還金額	額面100円につき100円
(7) 払込期日	2025年7月11日
(8) 償還期限	2026年7月28日
(9) 償還の方法等	<p>本社債は、上記「償還期限」に記載の償還期日にその総額を上記「償還金額」に記載の金額で償還します。</p> <p>但し当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます）の5営業日前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。</p> <p>また、第25回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます）の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から当該時点において当社が本「償還の方法等」に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額を控除した額が、各社債の金額（50,000,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日（当日を含みます）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。</p>
(10) 割当予定先	EVO FUND
(11) 資金使途	ビットコインへの投資
(12) その他	当社は、割当予定先との間で、ロックアップ及び先買権等を規定する本社債の買取契約を締結しております。

(暗号資産の貸付)

当社は、2026年2月20日開催の臨時取締役会において、SBIデジタルファイナンス株式会社のHashHubレンディングサービスを利用する形で暗号資産の貸付を行うことを決議し、同日付でSBIデジタルファイナンス株式会社と契約を締結しております。

(吸収分割契約)

当社は2026年5月15日開催の取締役会において、当社を吸収分割会社、当社完全子会社である株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割の方法により、当社の電力小売事業を営むエネルギー事業を分割準備会社に承継させることを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)(会社分割)」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,348百万円であります。主にエネルギー事業並びに蓄電ソリューション事業で所有している太陽光発電所に係る機械及び装置766百万円、建設仮勘定343百万円、土地148百万円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)	
			建物	機械及び 装置	工具器具 備品	土地	ソフト ウェア	その他		合計
本社 (東京都 港区)	デジタルア セットマネジ メント事業 その他事業 全社	管理業務 設備他	62	-	28	-	7	-	98	25 (2)
本社 (東京都 港区)	エネルギー 事業	管理業務 設備他	4	811	11	50	87	2	967	94 (3)
本社 (東京都 港区)	蓄電ソリュー ション事業	管理業務 設備他	11	146	10	110	-	350	628	48 (1)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価格のうち「その他」は建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の合計であります。
3. 帳簿価額の各分類の主たるものは以下のとおりです。

建物	事務所造作、事務所内電気設備
機械及び装置	発電所関連
工具器具備品	事務用電子機器
土地	発電所関連
ソフトウェア	社内利用ソフトウェア
その他	発電所関連

4. 主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	契約期間	年間賃借料(百万円)
本社 (東京都港区)	本社事務所	2年	73

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	149,044,800	149,044,800	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり権利内容 に制限のない標準となる株式で あります。 単元株式数は100株であります。
計	149,044,800	149,044,800		

(注) 提出日現在の発行数には、2026年6月15日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法により、2016年6月23日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第20回新株予約権

	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
決議年月日	2023年7月27日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 21	同左
新株予約権の数(個)	2,650	2,650
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	265,000	265,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	214(注)1	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年11月1日 至 2027年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 216.18 資本組入額 108.09	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は214円とする。
但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社の取締役又は従業員(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役が任期満了により退任した場合、当社の従業員が定年により退職した場合、当社の取締役又は従業員が当社の子会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。

上記の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- () 本新株予約権者が当社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- () 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- () 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

- () 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - () 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - () 当社の社会的信用を害する行為、その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- 本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも300円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。
- 本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも100円を下回った場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収合併についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、「新株予約権の行使条件」の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者がその保有する本新株予約権者の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を1個当たり無償で取得することができる。

当社が会社法第171条第1項に基づき、全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、「組織再編行為等」という。）をする場合において、組織再編行為等の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為等の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

「新株予約権の取得事由及び取得条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

上記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第21回新株予約権

	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
決議年月日	2024年4月25日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 16 当社子会社取締役 1 当社子会社従業員 18	同左
新株予約権の数(個)	3,780	3,780
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	378,000	378,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	146(注)1	同左
新株予約権の行使期間	自2025年2月14日 至2029年5月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 147.53 資本組入額 73.77	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は146円とする。

但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社又は当社の子会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の子会社の従業員が定年により退職した場合、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員が当社の子会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。

上記の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- () 本新株予約権者が当社又は当社子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

- () 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- () 禁錮以上の刑に処せられた場合
- () 当社又は当社子会社の社会的信用を害する行為、その他当社又は当社子会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも250円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも70円を下回った場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収合併についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、「新株予約権の行使条件」の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者がその保有する本新株予約権者の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を1個当たり無償で取得することができる。

当社が会社法第171条第1項に基づき、全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、「組織再編行為等」という。）をする場合において、組織再編行為等の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為等の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の取得事由及び取得条件」に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

「組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第23回新株予約権

	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
決議年月日	2025年4月10日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 23 当社子会社取締役 1 当社子会社従業員 1	同左
新株予約権の数(個)	15,650	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,565,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	331(注)1	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年8月1日 至 2028年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334.14 資本組入額 167.07	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は331円とする。
但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

2.新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社又は当社の子会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の子会社の従業員が定年により退職した場合、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員が当社の子会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。

上記の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。本新株予約権者は、以下()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- () 本新株予約権者が当社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- () 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- () 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

- () 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - () 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - () 当社の社会的信用を害する行為、その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- 本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が一度でも662円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。
- 本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が一度でも200円を下回った場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収合併についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、「新株予約権の行使条件」の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者がその保有する本新株予約権者の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を1個当たり無償で取得することができる。

当社が会社法第171条第1項に基づき、全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、「組織再編行為等」という。）をする場合において、組織再編行為等の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第28回新株予約権

	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
決議年月日	2025年12月4日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 43 当社子会社従業員 3	同左
新株予約権の数(個)	13,400	13,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,340,000	1,340,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	247(注)1	同左
新株予約権の行使期間	自2026年2月9日 至2029年2月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 135.98 資本組入額 67.99	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は247円とする。
但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

2.新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社の取締役又は従業員(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役が任期満了により退任した場合、当社の従業員が定年により退職した場合、当社の取締役又は従業員が当社の子会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。

上記の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- () 本新株予約権者が当社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- () 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- () 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

- () 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - () 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - () 当社の社会的信用を害する行為、その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- 本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。
- 本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも150円を下回った場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収合併についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、「新株予約権の行使条件」の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者がその保有する本新株予約権者の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を1個当たり無償で取得することができる。

当社が会社法第171条第1項に基づき、全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、「組織再編行為等」という。）をする場合において、組織再編行為等の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為等の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

「新株予約権の取得事由及び取得条件」に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

「組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第29回新株予約権

	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
決議年月日	2026年4月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 38 当社子会社取締役 1 当社子会社従業員 2
新株予約権の数(個)	21,630
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,163,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	226
新株予約権の行使期間	自 2026年8月10日 至 2031年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 218.51 資本組入額 109.26
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権の発行決議時(2026年4月23日)における内容を記載しております。

- (注)1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は226円とする。
但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社の取締役又は従業員(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役が任期満了により退任した場合、当社の従業員が定年により退職した場合、当社の取締役又は従業員が当社の子会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。

上記の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- () 本新株予約権者が当社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- () 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- () 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

- () 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - () 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - () 当社の社会的信用を害する行為、その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- 本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。
- 本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも150円を下回った場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収合併についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、「新株予約権の行使条件」の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者がその保有する本新株予約権者の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を1個当たり無償で取得することができる。

当社が会社法第171条第1項に基づき、全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、「組織再編行為等」という。）をする場合において、組織再編行為等の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為等の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

「新株予約権の取得事由及び取得条件」に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

「組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第22回新株予約権

	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
決議年月日	2025年1月30日	同左
新株予約権の数(個)	1,000	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	599(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年5月12日 至 2028年5月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 604.45 資本組入額 302.23	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、以下の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付(以上を総称して「合併等」という。)を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額(行使価額)

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は金599円とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、以下の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、当社が合併等を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の権利行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2025年5月12日から2028年5月11日とする。ただし、2028年5月11日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社の社外協力者の地位（以下「権利行使資格」という。）にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当社が認める正当な事由により権利行使資格を喪失した場合は、この限りではない。

上記の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下（ ）から（ ）に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

（ ）当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又はその関係会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

（ ）禁錮以上の刑に処された場合

（ ）当社又はその関係会社の社会的信用を害する行為、その他当社又はその関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度で899円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも200円を下回った場合には、下回った日以降、残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収合併についての吸収分割契約、新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、若しくは当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）、又は当社が子会社となる株式交付についての株式交付親会社の定める株式交付計画が、当該親会社の株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当該親会社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者がその保有する本新株予約権者の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を1個当たり無償で取得することができる。

当社が会社法第171条第1項に基づき、全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、「組織再編行為等」という。）をする場合において、組織再編行為等の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

上記「新株予約権の権利行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為等の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の権利行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に4 関する事項

上記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

「新株予約権の取得事由及び取得条件」に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

「組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 本新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

第27回新株予約権

	事業年度末現在 (2026年3月31日)	提出日の前月末現在 (2026年5月31日)
決議年月日	2025年10月23日	同左
新株予約権の数(個)	500	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	310(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年12月15日 至 2028年12月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 312.64 資本組入額 156.32	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	

(注)1.新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、以下の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付(以上を総称して「合併等」という。)を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

2.新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額(行使価額)

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は金310円とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、以下の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数を切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$

また、当社が合併等を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3.新株予約権の権利行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2025年12月15日から2028年12月14日とする。ただし、2028年12月14日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。

4.新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社の社外協力者の地位(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当社が認める正当な事由により権利行使資格を喪失した場合は、この限りではない。

上記の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。本新株予約権者は、以下()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- () 当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。)と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又はその関係会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- () 禁錮以上の刑に処された場合
- () 当社又はその関係会社の社会的信用を害する行為、その他当社又はその関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度で899円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも200円を下回った場合には、下回った日以降、残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収合併についての吸収分割契約、新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、若しくは当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)、又は当社が子会社となる株式交付についての株式交付親会社の定める株式交付計画が、当該親会社の株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当該親会社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者がその保有する本新株予約権者の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を1個当たり無償で取得することができる。

当社が会社法第171条第1項に基づき、全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、「組織再編行為等」という。)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条

件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

上記「新株予約権の権利行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為等の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の権利行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に4 関する事項

上記「新株予約権の譲渡制限」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記「組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本「交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 本新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第24回新株予約権

	中間会計期間 (2025年10月1日から 2026年3月31日まで)	第23期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	125,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	12,500,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	478
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	5,980
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	125,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	12,500,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	478
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	5,980

(注) 本新株予約権は、2025年6月12日をもって全て行使されております。

第25回新株予約権

	中間会計期間 (2025年10月1日から 2026年3月31日まで)	第23期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	16,200	110,700
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,620,000	11,070,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	342	433
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	555	4,806
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	110,700	110,700
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	11,070,000	11,070,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	433	433
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	4,806	4,806

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月1日～ 2022年3月31日(注)1	18,276,700	116,530,700	1,371	7,180	1,371	7,198
2022年6月28日(注)2	-	116,530,700	-	7,180	7,198	-
2022年4月1日～ 2023年3月31日(注)1	6,187,100	122,717,800	697	7,877	697	697
2023年6月30日(注)3	-	122,717,800	7,867	10	687	10
2023年4月1日～ 2024年3月31日(注)1	10,000	122,727,800	0	10	0	10
2024年4月1日～ 2025年3月31日(注)1	2,623,000	125,350,800	269	279	269	279
2025年4月1日～ 2026年3月31日(注)1・4	23,694,000	149,044,800	5,406	5,686	5,406	5,686

(注)1.新株予約権の行使によるものであります。

- 2022年6月28日付で、資本準備金7,198百万円をその他資本剰余金へ振り替えております。
- 2023年6月30日付で、資本金7,867百万円、資本準備金687百万円をその他資本剰余金へ振り替えております。
- 2025年5月19日付けで提出した有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」について、下記のとおり変更いたしました。

(1) 変更の理由

第24回新株予約権につきましては、その行使によって総額5,976百万円の資金調達を行い、うち4,706百万円でビットコインの購入をいたしました。しかしながら、Web3.0関連事業への投資につきましては、現状の事業環境下において、当社が求める「高い成長ポテンシャル」と「期待収益とリスクの適切なバランス」のとれた優良な投資案件を短期間で確保することが難しく、調達した資金の活用に至りませんでした。

他方、当社の蓄電ソリューション事業が営む蓄電池事業やエネルギー事業が営む再生可能エネルギー分野においては、国内におけるエネルギー転換(GX)政策の推進により、蓄電池に対する需要の高まりや高い収益性が見込まれております。このような状況下、当社は、再生可能エネルギーの主力電源化に伴う電力系統の安定化に不可欠な系統用蓄電池市場の急速な拡大を受け、積極的に系統用蓄電池への設備投資及び事業開発や再生可能エネルギー分野での投資を推進しております。また、FIT(固定価格買取制度)からFIPへの移行に伴い、今後、発電事業者がより市場価格に応じた収益を確保するためには、蓄電池を活用した電力需給調整が必須となることから、今後、さらにFIP転化事業も強化していく方針です。

上記記載のとおり、再生可能エネルギーの主力電源化に伴う電力系統の安定化に不可欠な系統用蓄電池市場や再生可能エネルギー分野は急速に拡大しており、早期の市場参入と大規模な案件への参画が事業成長の鍵となります。当社は、限られた資金を最大限に活用しながら、この喫緊の需要に対応するため、自社における系統用蓄電池の設備投資及び再生可能エネルギー事業開発に加え、匿名組合出資というスキーム等を戦略的に活用するなどして、優良な系統用蓄電池案件や再生可能エネルギー分野に投資を行うことが、蓄電ソリューション事業及びエネルギー事業の成長をさらに加速させ、またリスクを分散しながらより安定的な収益確保につなげることが企業価値の向上に繋がると判断し、資金使途を変更することといたしました。

(2) 変更の内容

資金用途の変更内容は、以下の通りとなります。(変更箇所は下線で付しております。)

(変更前)

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
ビットコインへの投資	<u>4,402</u>	2025年6月～2025年8月
Web3.0関連事業への投資	<u>1,200</u>	2025年8月～2026年4月
合計	<u>5,602</u>	

(変更後)

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
ビットコインへの投資	<u>4,706</u>	2025年6月～2025年8月
<u>蓄電池事業及びエネルギー事業への投資</u>	<u>1,270</u>	2025年12月～2026年1月
合計	<u>5,976</u>	

(注) 第24回新株予約権発行要項に基づく行使価額の修正に伴い、実際に調達を行った資金5,976百万円を基に資金用途を変更しております。なお、変更後の資金用途は2025年6月に、変更後の資金用途は2025年12月～2026年1月に、それぞれ支出が完了しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(名)	-	3	35	279	86	373	67,347	68,123	-
所有株式数(単元)	-	1,263	67,851	66,287	66,512	6,707	1,281,009	1,489,629	81,900
所有株式数の割合(%)	-	0.09	4.55	4.45	4.47	0.45	85.99	100.00	-

(注) 1. 自己株式2,435,000株は、「個人その他」に含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が50単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
有賀 照家	東京都新宿区	3,800,000	2.59
トウカイトウキョウセキュリティーズア ジアリミテッド (常任代理人 東海東京証券株式会社)	18/F,33 DES VOEUX ROAD CENTRAL,HONG KONG (東 京都中央区新川一丁目17番21号)	2,012,600	1.37
モロフジ株式会社	福岡県みやま市瀬高町下庄1616番11号	1,910,000	1.30
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目6番21号	1,534,200	1.05
株式会社MAYAINVESTMENT	東京都港区三田二丁目20番3号	1,115,000	0.76
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	1,092,800	0.75
堀越 寶世	東京都渋谷区	1,057,000	0.72
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目4番2号	963,600	0.66
小田 玄紀	東京都世田谷区	900,000	0.61
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE,LONDON,E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	888,852	0.61
計	-	15,274,052	10.42

(注)以下の大量保有報告書(変更報告書)が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2026年3月31日現在の実
質保有状況の確認ができない部分については、上記表に含めておりません。

大量保有者	提出書類	提出日	保有株式数(株)・保有割合
楽天証券株式会社	変更報告書	2026年4月22日	2026年4月15日現在、8,489,300(5.70%)

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,435,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 146,527,900	1,465,279	
単元未満株式	普通株式 81,900		
発行済株式総数	149,044,800		
総株主の議決権		1,465,279	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権50個)含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社リミックスポイント	東京都港区虎ノ門四丁目 3番9号	2,435,000	-	2,435,000	1.63
計		2,435,000	-	2,435,000	1.63

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

役員株式所有制度の概要

当社は、役員が自社株式を定期的に取得・保有し、中長期的な財産形成の一助とすること及び、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への意欲を高めることを目的として、役員持株会制度を導入しております。

役員持株会に取得させる予定の株式の総数

特段の定めは設けておりません。

当該役員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

役員については、当社の取締役、執行役員に限定しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	2,435,000	-	2,435,000	-

3 【配当政策】

当社は、事業の成長・拡大および経営効率・収益性の向上により企業価値を高めつつ、財務基盤の健全性の確保、資本効率の向上、株主還元強化をバランスよく追及することを基本的な方針とし、資本政策に取り組むこととしており、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けております。

当社は会社法第454条第5項に基づいて中間配当制度を採用しており、配当の決定は、中間配当及び期末の配当のいずれも取締役会としております。

電力小売事業を営むエネルギー事業につきましては、販売代理店網の強化や積極的な販促活動により、高圧・低圧需要家の新規受注や販売電力量が順調に伸長してきております。

また、蓄電池事業を営む蓄電ソリューション事業におきましても、蓄電池の販売代理店の開拓や販売活動を積極的に推進し、当社オリジナルブランドの家庭用ハイブリッド蓄電システム「remixbattery」や工場や商業施設等の法人向け小型産業用ハイブリッド蓄電池の蓄電池販売台数が順調に伸長しており、エネルギー事業及び蓄電ソリューション事業の業績が、ともに順調に推移していることを鑑みて、上記方針に基づき、株主の皆様に対する利益還元として、2026年3月31日を基準日とする1株当たり配当金を5円とさせていただきます。

なお、2026年6月18日付開示「2027年3月期 配当予想および株主還元方針に関するお知らせ」に記載のとおり、2027年3月期の予想期末普通配当は、1株当たり3円とさせていただきます。加えて、2027年3月期の業績が特別に好調であると判断される場合には、普通配当に加え、特別配当を実施することも検討してまいります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2026年5月15日取締役会決議	733	5

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、法令遵守・企業倫理の徹底を行うとともに、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制の整備・運用を通じて、ステークホルダーからの信頼の向上と健全な企業経営を実現することを経営上の最優先課題として位置づけております。

以上のことから、当社は、当社グループが、株主をはじめとするステークホルダーの期待・信頼に応えつつ、経営の効率性を高め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を定めております。当該基本方針において、次のとおり、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を定め、これを実践してまいります。

イ．当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスのあり方を追求し、その充実に継続的に取り組む。

ロ．当社は、当社グループの持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、その経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

- 1．株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使できる環境の整備に努め、株主の実質的な平等性を確保する。
- 2．株主・お客さま・従業員・取引先および地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の構築・維持に努めるとともに、健全な事業活動に資する企業文化・風土を醸成する。
- 3．会社情報を適時かつ適切に開示し、透明性を確保する。
- 4．会社法上の機関設計は監査役会設置会社とし、独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
- 5．財務報告の信頼性確保をはじめとする内部統制システムの整備・運用を充実する。
- 6．中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要およびその採用理由

当社は、本有価証券報告書提出日（2026年6月24日）現在、監査役会設置会社を採用しておりますが、これは、委員の過半数が社外監査役で構成される監査役会を設置し取締役会の監査・監督機能を強化することにより、経営の透明性と客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に図ることを目的としております。

当社における取締役会は、本有価証券報告書提出日（2026年6月24日）現在で、取締役5名（男性5名）で構成されております。そのうち社外取締役は2名です。

当社は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役5名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の取締役は5名（内、社外取締役2名）となります。

内部統制に関する主要機関は次のとおりです。

a．取締役会

企業統治に関する最高意思決定機関として毎月定例的に開催しております。また、重要事項の審議・決裁のために意思決定の迅速化を図るためにも、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

b．監査役会

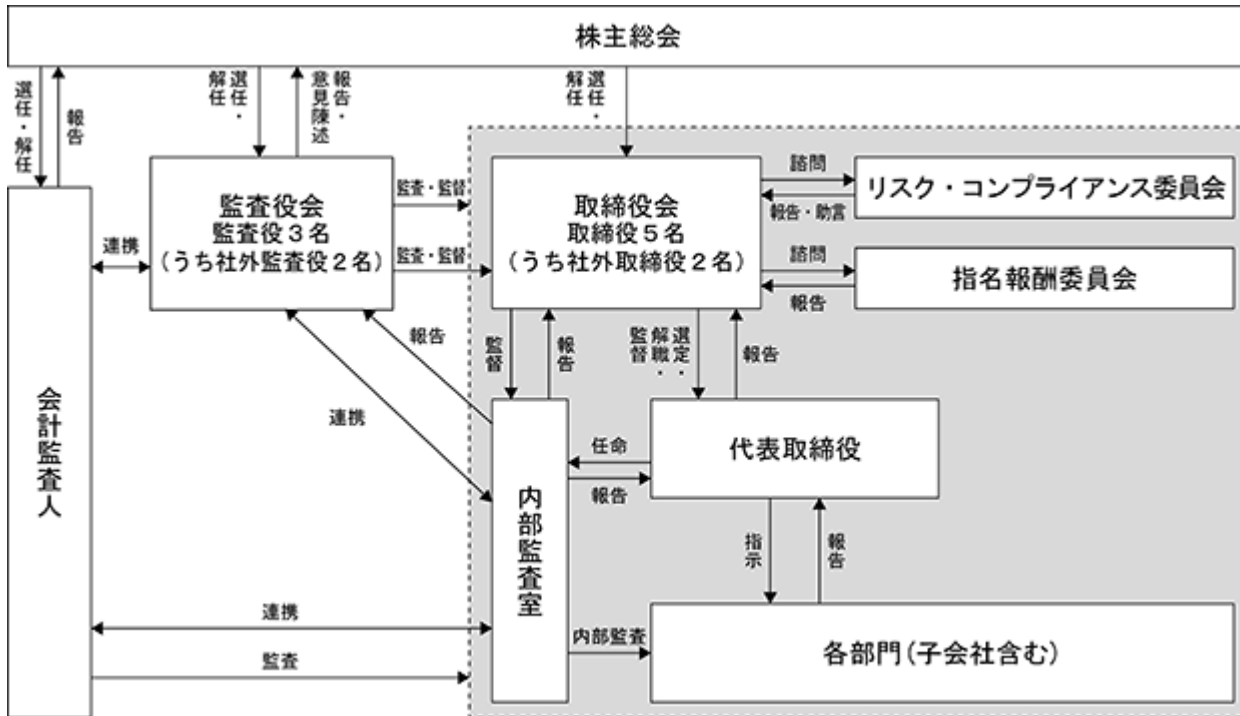
原則として月1回開催される監査役会において、監査役は、内部監査室から監査結果等の報告を受けるとともに、業務の執行状況の監査・監督に関して情報及び意見の交換を行っております。

c. リスク・コンプライアンス委員会

当社グループのリスク管理およびコンプライアンスに関する具体的な施策を検討し実施するために設置しております。取締役、監査役ならびに当社及び子会社の主要役職員により構成されています。

d. (任意の) 指名報酬委員会

当社取締役会の任意の諮問機関として、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために重要な役割を担う経営層の人事等に関する決定に係るプロセスの客観性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ強化することを目的に、任意の指名報酬委員会を2021年4月22日の当社取締役会の決議に基づき設置しております(前身は、取締役会決議による任意の指名委員会)。任意の指名報酬委員会は、取締役会の決議によって取締役から選定された3名以上の委員で構成し、そのうち過半数は社外取締役となっています。



ロ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会で決議し、以下の体制を整備することにより内部統制の強化を図っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款、取締役会規程その他の社内規程に則り、重要事項を決定し取締役の職務執行を監督する。
- (2) 「倫理コンプライアンス規程」を定め、教育・啓発活動を通じて、法令等遵守が企業の存立及び事業活動の基盤であることを浸透・徹底を図る。
- (3) 取締役及び使用人全員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、取締役自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
- (4) 「内部統制システム整備の基本方針」及び取締役会の指示に従い、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する重要な施策を審議・決定し、その活動状況を取締役会及び監査役会に対し報告する。
- (5) 取締役及び使用人の職務の執行は、その適正性について監査役会の監査を受ける。
- (6) 内部通報システムを設け、法令違反、社内規程、重大な倫理・コンプライアンス違反があった場合には、その通報を受け、必要な調査を実施し、当該違反に対する対処並びに是正措置を講じる。
- (7) 内部監査室は、内部監査の結果及び改善課題を取締役社長及び監査役会に報告し、当該改善課題の対応状況を確認する。
- (8) 反社会的勢力の排除に関し、反社会的勢力とは断固として関係を持たないことを基本とし、弁護士や警察等との連携を図り、組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る文書及び情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- (2) 取締役又は監査役が常時閲覧できるような状態で保管・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会はリスク管理規程に則りリスクの発生防止及び損失の最小化に努めることとし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い適切な施策を決定するとともに施策の有効性評価を行う。
- (2) 各部門の所管業務に付随する個別リスクについては、社内規程に明確にされた職務分掌及び権限に基づいて、それぞれの部門において責任をもって第一義的に管理し対応する
- (3) 新たに生じたリスクへの対応に対しては、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い速やかに適切な施策を実施する。
- (4) 内部監査室は、監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役社長に報告するとともに関連する担当部門に連絡し、迅速な連携を図り、その対応について速やかに対処する。また、取締役社長及び監査役会に対し、改善課題の対応状況を報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項に関する審議・決議及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 職務決裁権限規程に基づき、迅速かつ効率的な意思決定を図る。
- (3) 取締役会において年度予算及び中期経営計画の策定を行うとともに、月次で進捗状況の管理を行い職務執行にフィードバックする。
- (4) 情報伝達や業務においてITを有効かつ適切に利用することにより職務執行の効率化を図る。

5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために、また、グループ間取引の適正の確保を図るため、関係会社管理規程に基づき、当社グループに関する業務の全般を管理し、監視体制及び報告体制を確保する。
- (2) 子会社の取締役の職務執行が効率的に行われるよう、関係会社管理規程において協議すべき事項及び報告すべき事項を明確化するとともに、具体的な業務執行については子会社の自主性を尊重する。子会社の取締役は、当社の役員連絡会、取締役会及びその他のレポーティングルートを通じて、自社の営業成績、財務状況その他の重要な情報等について、当社に対し定期的な報告を行う。
- (3) 当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。また、当社グループ各社に共通する間接部門の業務についてはできるだけ共有化を図り、グループ全体で効率的な経営に努める。
- (4) 監査役会及び内部監査室は、子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の取締役の業務執行の状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価等を行う。

6. 監査役会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、監査役会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役会による円滑な職務遂行ができるように必要なスキルその他について意見を聴取したうえで人選し、監査役会の同意を得て任命する。なお、監査役会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- (2) 監査役会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、監査役会の指揮命令下で職務を遂行するものとする。また、当該使用人に関する人事異動等については、監査役会の同意のもと行う。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役会に報告をするための体制、当該報告者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項若しくは法令又は定款に違反する事項が発生し又は発生するおそれがあるときは、その内容につき速やかに監査役会に報告する。
 - (2) 内部監査室は、監査役会に対して、監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況等を報告する。
 - (3) 監査役会から求めがあった場合には、当社グループの取締役、監査役及び使用人は業務執行状況に関する報告をする。
 - (4) 監査役会は、内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行う。
 - (5) 監査役会に直接間接を問わず報告・通報又は説明を行った者に対して、当該報告・通報又は説明を行ったことを理由として、人事上その他一切の点で不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を社内周知徹底する。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役会は、監査役職務執行上必要と認められる費用について予算計上するように努める。
 - (2) 会社は、監査役職務執行上の費用に関する前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き速やかにこれに応じるものとする。また、会社は、緊急又は臨時に支出した費用については、当該支出が適正でない場合を除き事後の償還請求に応じる。
 - (3) 監査役会は、その職務の執行に必要と認められるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を任用することができる。その費用については会社に請求することができる。
 - (4) 監査役は、費用の支出に当たっては適正性及び効率性に留意するものとする。
9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 会社は、監査役会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
 - (2) 代表取締役は、取締役、子会社取締役、主要部長とともに、監査役会との間で定期的な情報及び意見の交換を行う。
 - (3) 監査役会は、会計監査人、子会社監査役及び内部監査室と、当社グループの監査に関して定期的に意見及び情報の交換を行うなどして緊密な連携を図る。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを構築し維持する。また、当該システムが適正かつ有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関連法令の要求に対する適合性を確保する。

八. リスク管理体制の整備の状況

上述の「ロ. 内部統制システムの整備の状況」中の、「内部統制システムの整備に関する基本方針 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載された体制を整備しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役との間に、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び当該監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

会社補償契約

当社は取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

イ．被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職

ロ．保険内容の概要

被保険者が負担することとなる法律上の賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

取締役、監査役、会計監査人の責任免除

当社は、取締役、監査役、会計監査人の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む）、監査役（監査役であったものを含む）及び会計監査人（会計監査人であったものを含む）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって法令の定める範囲内において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役、監査役、会計監査人が期待される能力を十分に発揮しやすい環境を整えることを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内にする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、また累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等の決定権限を取締役に付与することにより、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

取締役会、監査役会、（任意の）指名報酬委員会及びリスク・コンプライアンス委員会の活動状況

(1)取締役会の活動状況

区 分	氏 名	出席状況
代表取締役社長CEO	高橋 由彦	全23回中22回
代表取締役社長CEO	田代 卓	全23回中7回
取締役蓄電ソリューション事業部長	秋田 真人	全23回中23回
取締役エネルギー事業部長	中込 裕司	全23回中17回
取締役（社外取締役）	山室 裕幸	全23回中17回
取締役（社外取締役）	金崎 卓也	全23回中17回
監査等委員である取締役	瀧澤 文基	全23回中6回
監査等委員である取締役（社外取締役）	山田 庸一	全23回中6回
監査等委員である取締役（社外取締役）	江田 健二	全23回中6回
監査等委員である取締役（社外取締役）	高木 浩二	全23回中6回

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数の外、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が11回ありました。
2. 2025年4月1日から2026年3月31日までに開催された取締役会は23回であり、監査等委員である取締役の瀧澤文基氏、山田庸一氏、江田健二氏及び高木浩二氏の退任以前開催された取締役会は6回となっております。
3. 2025年4月1日から2026年3月31日までに開催された取締役会は23回であり、取締役エネルギー事業部長の中込裕司氏並びに取締役（社外取締役）の山室裕幸氏及び金崎卓也氏の就任以降開催された取締役会は17回となっております。

当事業年度における取締役会においては、経営に関する重要事項に関する審議・決議のほか、デジタルアセットマネジメント事業における暗号資産の取得に関する内容、暗号資産の取得に係る資金調達、系統用蓄電池やFIP転化事業を中心とした新規投資案件の検討及び当社グループの経営環境を鑑みた事業ポートフォリオの再構築の推進について重点的に審議いたしました。

(2)監査役会の活動状況

区 分	氏 名	出席状況
監査役（社外監査役）	田雑 正信	全10回中9回
監査役	高木 浩二	全10回中10回
監査役（社外監査役）	森 和孝	全10回中5回

(3) (任意の) 指名報酬委員会

過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。当事業年度は、合計5回開催し、取締役候補者の選定、代表取締役・役付取締役の選定、取締役のスキルマトリックスを含む取締役会の構成に関する事項、並びに取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針及び報酬等の内容等、役員等の人事及び報酬に関する事項について審議いたしました。

区 分	氏 名	出席状況
代表取締役社長CEO	高橋 由彦	全5回中4回
取締役(社外取締役)	山室 裕幸	全5回中2回
取締役(社外取締役)	金崎 卓也	全5回中2回
監査等委員である取締役	瀧澤 文基	全5回中3回
監査等委員である取締役(社外取締役)	山田 庸一	全5回中3回
監査等委員である取締役(社外取締役)	江田 健二	全5回中3回
監査等委員である取締役(社外取締役)	高木 浩二	全5回中3回

(注) 1. 2025年4月1日から2026年3月31日までに開催された指名報酬委員会は5回であり、監査等委員である取締役の瀧澤文基氏、山田庸一氏、江田健二氏及び高木浩二氏の退任以前開催された指名報酬委員会は3回となっております。

2. 2025年4月1日から2026年3月31日までに開催された指名報酬委員会は5回であり、取締役(社外取締役)の山室裕幸氏及び金崎卓也氏の就任以降開催された指名報酬委員会は2回となっております。

(4) リスク・コンプライアンス委員会の活動状況

リスク・コンプライアンス委員会は、取締役、監査役ならびに主要役職員により構成され、新たに生じたリスクへの対応として、リスク評価を行い適切な施策を決定するとともに、施策の有効性評価を行っております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2026年6月24日(有価証券報告書提出日)現在の役員の状況は以下のとおりであります。

男性8名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長CEO	高橋 由彦	1970年1月17日	1992年4月 名古屋短資株式会社(現 セントラル短資株式会社)入社 1997年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2001年4月 公認会計士 登録 2001年7月 野村證券株式会社 入社 2008年11月 同社 主計部フィナンシャルアカウンティング二課長 2010年5月 公益財団法人財務会計基準機構 出向 企業会計基準委員会専門研究員 2013年2月 株式会社アイレップ 入社(経理財務担当) 2015年7月 東京国税不服審判所 国税審判官 2017年12月 Abalance株式会社 管理本部長 2018年10月 当社 経営管理部長 2019年9月 株式会社ビットポイントジャパン 取締役 2020年6月 当社 取締役経営管理部長 2022年6月 当社 取締役管理部門管掌兼経営管理部長 2023年5月 当社 代表取締役社長CEO 2023年5月 イブシロン・ホールディングス株式会社 代表取締役(現任) 2025年6月 当社 代表取締役CFO 2025年9月 当社 代表取締役社長CEO(現任)	(注)3	18,307
取締役	秋田 真人	1977年8月15日	2000年4月 ジャベル株式会社 入社 2003年3月 株式会社イントラクトコムジャパン 入社 2007年5月 イーエムシー株式会社 入社 2013年10月 当社 第一事業部 部長 2018年4月 当社 エネルギーソリューション 事業部長 2020年10月 当社 執行役員 エネルギーソリューション事業部長兼第二ソリューション部長 2021年4月 当社 執行役員 レジリエンス事業部長(現 蓄電ソリューション事業部) 2022年10月 当社 執行役員 エネルギー事業部副事業部長 2023年4月 当社 執行役員 レジリエンス事業部長(現 蓄電ソリューション事業部) 2023年6月 当社 取締役レジリエンス事業部長(現 蓄電ソリューション事業部)(現任) 2024年6月 株式会社シールエンジニアリング 取締役 2024年7月 株式会社シールエンジニアリング 代表取締役社長(現任)	(注)3	-
取締役	中込 裕司	1975年11月8日	1994年4月 大蔵省(現 財務省)関東財務局 入局 2001年4月 株式会社テレウェイヴリンクス 入社 2005年10月 STC株式会社 入社 2011年1月 株式会社ジェットガジェット 代表取締役 2020年10月 当社 エネルギーソリューション事業部 第一ソリューション部長 2021年4月 当社 執行役員 エネルギー事業部長 2022年6月 当社 取締役エネルギー事業部長 2023年6月 当社 執行役員 エネルギー事業部長 2025年6月 当社 取締役エネルギー事業部長(現任)	(注)3	-
取締役	山室 裕幸	1985年3月16日	2014年12月 弁護士登録(東京弁護士会) 弁護士法人NYリーガルパートナーズ 入所 2016年5月 弁護士法人ALG&Associates 入所 2018年9月 弁護士法人J&T パートナー弁護士 2019年4月 ネクサス経営法律事務所(現 シティクロス総合法律事務所)代表(現任) 2022年11月 弁護士法人シティクロス 社員(現任) 2025年6月 当社 取締役(現任)	(注)3	-
取締役	金崎 卓也	1985年1月22日	2008年4月 株式会社SMARTコンサルティング 代表取締役(現任) 2016年5月 株式会社AGSコンサルティング 入社 2018年4月 株式会社リブ・コンサルティング 入社 2025年5月 当社 取締役(現任)	(注)3	2,567

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	田雑 正信	1952年7月14日	1976年5月 衆議院議員 山下徳夫議員秘書 1984年10月 運輸大臣 政務秘書官 1985年12月 衆議院議員 山下徳夫議員第一秘書 1987年1月 国務大臣総務庁長官 政務秘書官 1989年8月 国務大臣内閣官房長官 政務秘書官 1991年11月 厚生大臣 政務秘書官 1992年4月 衆議院議員 山下徳夫議員政策秘書 2000年8月 衆議院議員 今村雅弘議員政策秘書 2025年6月 当社 監査役(現任)	(注)4	768
監査役	高木 浩二	1974年7月20日	2001年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昂法律事務所 入所 2010年3月 高木法律事務所 設立(代表) 2018年8月 東京双葉法律事務所(現 奏和綜合法律事務所) パートナー弁護士(現任) 2024年6月 当社 取締役(監査等委員) 2025年6月 当社 監査役(現任)	(注)4	2,155
監査役	森 和孝	1981年6月8日	2010年12月 弁護士登録(大阪弁護士会) 富田博也法律事務所 入所 2011年9月 小阪谷法律事務所 パートナー弁護士 2015年11月 Mercury General LPC&Partners パートナー弁護士 2017年5月 Eversheds Harry Elias LLP パートナー弁護士 2018年6月 One Asia法律事務所 パートナー弁護士(現任) (第二東京弁護士会へ登録替) 2019年8月 一般社団法人ブロックチェーン推進協会 リーガルアドバイザー(現任) 2020年4月 神戸大学 客員教授 2021年4月 シンガポール国立大学 客員教授 2024年2月 Alsuwaidi & Company 入所(現任) 2025年1月 EMINENCE LUXE REAL ESTATE BROKERAGE L.L.C CEO(現任) 2025年6月 当社 監査役(現任)	(注)4	-
計					23,797

- (注) 1. 山室裕幸、金崎卓也は、会社法第2条第15号に定める社外取締役となります。
2. 田雑正信、森和孝は、会社法第2条第16号に定める社外監査役となります。
3. 2025年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2025年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 役員の所有株式数は、2026年3月31日現在のものです。
なお、この株式数には、当社役員持株会における本人の持分を含めております。

6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
江田 健二	1977年1月5日	2000年7月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現 アクセンチュア株式会社)入社 2005年3月 RAUL株式会社 代表取締役(現任) 2014年12月 一般社団法人エネルギー情報センター理事(現任) 2015年4月 デナジー株式会社 取締役(現任) 2015年6月 当社 取締役(監査等委員) 2016年8月 一般社団法人サステナブルコミュニケーション協会理事(現任) 2018年4月 一般社団法人つなぐ未来研究所理事(現任) 2018年7月 株式会社ビットポイントジャパン 監査役 2019年8月 一般社団法人環境エネルギー循環センター理事(現任) 2019年11月 株式会社JWAT WAVE 取締役(現任) 2023年6月 当社 取締役(監査等委員)	17,476
荒井 寛	1978年12月23日	2002年10月 会計士補 登録 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2006年12月 公認会計士 登録 2007年1月 株式会社プロキューブジャパン 入社(現任) 2008年2月 あおぞら監査法人 代表社員(現任)	-

b. 当社は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役5名選任の件」を上程いたします。当該議案が原案どおり承認可決された場合、当社の役員の状況は、以下のとおりとなります。なお、役職名及び略歴については定時株主総会の直後に開催予定の取締役会および監査役会の決議事項の内容を含めて記載しております。

男性8名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長CEO	高橋 由彦	1970年1月17日	1992年4月 名古屋短資株式会社（現 セントラル短資株式会社）入社 1997年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2001年4月 公認会計士 登録 2001年7月 野村證券株式会社 入社 2008年11月 同社 主計部フィナンシャルアカウンティングニ課長 2010年5月 公益財団法人財務会計基準機構 出向 企業会計基準委員会専門研究員 2013年2月 株式会社アイレップ 入社（経理財務担当） 2015年7月 東京国税不服審判所 国税審判官 2017年12月 Abalance株式会社 管理本部長 2018年10月 当社 経営管理部長 2019年9月 株式会社ビットポイントジャパン 取締役 2020年6月 当社 取締役経営管理部長 2022年6月 当社 取締役管理部門管掌兼経営管理部長 2023年5月 当社 代表取締役社長CEO 2023年5月 イプシロン・ホールディングス株式会社 代表取締役（現任） 2025年6月 当社 代表取締役CFO 2025年9月 当社 代表取締役社長CEO（現任）	(注)3	18,307
取締役	秋田 真人	1977年8月15日	2000年4月 ジャベル株式会社 入社 2003年3月 株式会社イントラクトコムジャパン 入社 2007年5月 イーエムシー株式会社 入社 2013年10月 当社 第一事業部 部長 2018年4月 当社 エネルギーソリューション 事業部長 2020年10月 当社 執行役員 エネルギーソリューション事業部長兼第二ソリューション部長 2021年4月 当社 執行役員 レジリエンス事業部長（現 蓄電ソリューション事業部） 2022年10月 当社 執行役員 エネルギー事業部副事業部長 2023年4月 当社 執行役員 レジリエンス事業部長（現 蓄電ソリューション事業部） 2023年6月 当社 取締役レジリエンス事業部長（現 蓄電ソリューション事業部）（現任） 2024年6月 株式会社シールエンジニアリング 取締役 2024年7月 株式会社シールエンジニアリング 代表取締役社長（現任）	(注)3	-
取締役	原田 浩志	1985年7月17日	2008年12月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 2012年11月 公認会計士 登録 2019年10月 HRD総合事務所株式会社 代表取締役（現任） 2019年12月 原田浩志公認会計士事務所 開設所長（現任） 2020年1月 ジャスミー株式会社 CFO 2023年1月 税理士 登録 2023年5月 ジャスミー株式会社 取締役CFO（現任） 2023年6月 ジャスミーラボ株式会社 代表取締役（現任） 2026年4月 当社 社長室担当部長（現任）	(注)3	-
取締役	山室 裕幸	1985年3月16日	2014年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 弁護士法人NYリーガルパートナーズ 入所 2016年5月 弁護士法人ALG&Associates 入所 2018年9月 弁護士法人J&T パートナー弁護士 2019年4月 ネクサス経営法律事務所（現 シティクロス総合法律事務所）代表（現任） 2022年11月 弁護士法人シティクロス 社員（現任） 2025年6月 当社 取締役（現任）	(注)3	-
取締役	金崎 卓也	1985年1月22日	2008年4月 株式会社SMARTコンサルティング 代表取締役（現任） 2016年5月 株式会社AGSコンサルティング 入社 2018年4月 株式会社リブ・コンサルティング 入社 2025年6月 当社 取締役（現任）	(注)3	2,567

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	田雑 正信	1952年7月14日	1976年5月 衆議院議員 山下徳夫議員秘書 1984年10月 運輸大臣 政務秘書官 1985年12月 衆議院議員 山下徳夫議員第一秘書 1987年1月 国務大臣総務庁長官 政務秘書官 1989年8月 国務大臣内閣官房長官 政務秘書官 1991年11月 厚生大臣 政務秘書官 1992年4月 衆議院議員 山下徳夫議員政策秘書 2000年8月 衆議院議員 今村雅弘議員政策秘書 2005年6月 当社 監査役(現任)	(注)4	768
監査役	高木 浩二	1974年7月20日	2001年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昂法律事務所 入所 2010年3月 高木法律事務所 設立(代表) 2018年8月 東京双葉法律事務所(現 奏和綜合法律事務所) パートナー弁護士(現任) 2024年6月 当社 取締役(監査等委員) 2025年6月 当社 監査役(現任)	(注)4	2,155
監査役	森 和孝	1981年6月8日	2010年12月 弁護士登録(大阪弁護士会) 富田博也法律事務所 入所 2011年9月 小阪谷法律事務所 パートナー弁護士 2015年11月 Mercury General LPC&Partners パートナー弁護士 2017年5月 Eversheds Harry Elias LLP パートナー弁護士 2018年6月 One Asia法律事務所 パートナー弁護士(現任) (第二東京弁護士会へ登録替) 2019年8月 一般社団法人ブロックチェーン推進協会 リーガルアドバイザー(現任) 2020年4月 神戸大学 客員教授 2021年4月 シンガポール国立大学 客員教授 2024年2月 Alsuwaidi & Company 入所(現任) 2025年1月 EMINENCE LUXE REAL ESTATE BROKERAGE L.L.C CEO(現任) 2025年6月 当社 監査役(現任)	(注)4	-
計					23,797

- (注) 1. 山室裕幸、金崎卓也は、会社法第2条第15号に定める社外取締役となります。
2. 田雑正信、森和孝は、会社法第2条第16号に定める社外監査役となります。
3. 2026年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2025年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 役員の所有株式数は、2026年3月31日現在のものです。
なお、この株式数には、当社役員持株会における本人の持分を含めております。

6. 当社は、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「補欠監査役2名選任の件」を上程いたします。当該議案が原案どおり承認可決された場合、補欠社外監査役の略歴は以下のとおりとなります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
江田 健二	1977年1月5日	2000年7月 アンダーセンコンサルティング株式会社（現 アクセンチュア株式会社）入社 2005年3月 RAUL株式会社 代表取締役（現任） 2014年12月 一般社団法人エネルギー情報センター 理事（現任） 2015年4月 デナジー株式会社 取締役（現任） 2015年6月 当社 取締役（監査等委員） 2016年8月 一般社団法人サステナブルコミュニケーション協会理事（現任） 2018年4月 一般社団法人つなぐ未来研究所理事（現任） 2018年7月 株式会社ビットポイントジャパン 監査役 2019年8月 一般社団法人環境エネルギー循環センター理事（現任） 2019年11月 株式会社JWAT WAVE 取締役（現任） 2023年6月 当社 取締役（監査等委員）	17,476
井上 直樹	1993年12月18日	2017年1月 井上会計事務所（現 CFO-Partners税理士事務所）代表（現任） 2020年1月 CFO-Partners株式会社 代表取締役（現任） 2022年5月 公認会計士 登録 2022年6月 税理士 登録 2022年11月 縁監査法人 代表社員（現任） 2023年2月 SUIT-Consulting株式会社 代表取締役（現任）	-

社外役員の状況

当社の社外取締役は、本報告書提出日現在において2名で、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。

当社と各社外取締役との間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。また、各氏が現在、過去において取締役である又はあったその他の会社との間で、人的関係、資本的関係および取引関係はありません。なお、社外取締役の所有する当社株式は、リミックスポイント役員持株会を通じての保有分であります。

各社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割は以下の通りであります。

山室裕幸氏は、弁護士として培われた豊富な知識と経験を有しております。金崎卓也氏は、事業会社の経営コンサルティング及び中小企業診断士として培われた豊富な知識と経験を有しております。なお、当社は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役5名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されれば、当社の社外取締役は2名となります。

当社はこれまで各社外取締役が独立した客観的な立場からそれぞれの知識・経験に基づく高度な情報収集力を組み合わせ、取締役の職務の執行及び内部統制システム、会計監査人の職務の執行等について適切に意見を述べることで、当社の企業統治における機能を果たしております。

なお、当社が定める社外取締役を選任するため会社からの独立性に関する判断基準の概要は、本報告書提出日現在において、次のとおりであります。

「社外取締役の独立性判断基準」

当社は、当社における社外取締役の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様とする）が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、当社にとって十分な独立性を有しているものとみなします。

ただし、以下の第2項乃至第10項のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができるものとします。

独立取締役の選定に際しては、選定過程の透明性および公平性を確保し、独立取締役がその期待される役割を十分に果たすことを可能とするため、取締役会において独立取締役に十分に説明しその了解を得るか、独立取締役の推薦または同意を得るものとします。

また、当社において、現在、独立取締役の地位にある者が独立取締役として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要するものとします。

1. 当社およびその現在の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役、常勤監査役、執行役員または支配人その他の使用人、理事等（以下「業務執行者」という）ではなく、また、その就任の前10年間においても当社またはその現在の子会社の業務執行者ではなかったこと。
2. 当社の大株主（直近の事業年度末において自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう）ではなく、または大株主が法人、組合等の団体である場合には当該大株主またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者ではないこと。
3. 当社の現在の兄弟会社（当社と同一の親会社等（当該会社の経営を支配している者を含む）を有する他の会社をいう）の業務執行者ではないこと。
4. 次のいずれかに該当する取引先等または当該取引先等、その親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者ではないこと。
 - イ. 当社グループの主要な取引先（当社グループの製商品等の販売先または仕入先であって、直近事業年度における年間取引金額が当社の連結売上高または当該取引先の連結売上高の2%以上のものをいう）
 - ロ. 当社グループの主要な借入先（当社グループが借入を行っている金融機関等であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関等の連結総資産の2%以上のものをいう）
 - ハ. 当社グループが議決権ベースで直接・間接で10%以上の株式を保有する企業等
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士ではないこと。
6. 当社グループから、役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等、専門的サービスを行う者ではないこと。
7. 当社グループから、多額の金銭その他の財産上の利益を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム、アドバイザー・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者ではないこと。
8. 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者、当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の理事その他の業務執行者ではないこと。
9. 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役または社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう）となる他の会社の業務執行者ではないこと。
10. 近親者（配偶者、二親等内の親族または同居の親族をいう）が第1項乃至第9項のいずれか（第5項乃至第7項を除き、重要な業務執行者に限る）に該当していた者ではないこと。
11. 過去5年間において、第2項乃至第10項のいずれかに該当していた者ではないこと。
12. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社の一般株主全体との関係において、当社と恒常的に実質的な利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者ではないこと。

社外取締役による監督と内部監査、監査役会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役による監督は、毎月1回以上の取締役会において取締役の業務執行が報告され、監督を行っております。内部監査との関係につきましては、定期的に内部監査室による内部監査結果が監査役会において報告されております。監査役による監査は、内部統制部門が構築した内部統制システムを活用し、会計監査と相互に連携して行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役会及び監査等委員会監査の状況

当事業年度における監査役会は、会計や法務などの専門性や他社における経営経験など、豊富な知見を有する監査役3名（社外監査役は2名）で構成されております。当社における監査役会監査は、原則として月1回開催される監査役会において、監査役は、内部監査室から監査結果等の報告を受けるとともに、業務の執行状況の監査・監督に関して情報及び意見の交換を行っております。また、当社業務部門、事業拠点、役職員等のいずれの数も比較的少ないのに加え、内部監査室による内部監査結果が監査役会において定期的に、取締役の業務執行の状況が取締役会において毎月1回以上報告されているほか、内部通報制度や役員連絡会等を通じて情報収集が容易である等、内部統制システムを通じて十分な監査業務を遂行できる環境が整備されております。なお、当社は2025年6月26日開催の第22期定時株主総会における定款の一部変更の決議承認をもって、監査等委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行しております。

当事業年度における監査役及び監査等委員の主な活動状況は、次のとおりであります。

氏名	活動状況
田雑 正信 （監査役）	当事業年度開催の監査役会10回のうち9回に出席し、長年の国会議員秘書としての豊富な経験と実績から幅広い社会的識見から、客観的立場で当社のコンプライアンス強化のため必要な意見を適宜行っております。
高木 浩二 （監査役）	当事業年度開催の監査役会10回のうち10回に出席し、コンプライアンス全般に関する見識並びに弁護士としての専門的知見及び経験から必要な意見を適宜行っております。
森 和孝 （監査役）	当事業年度開催の監査役会10回のうち5回に出席し、コンプライアンス全般に関する見識並びに弁護士としての専門的知見及び経験から必要な意見を適宜行っております。
瀧澤 文基 （監査等委員である取締役）	当事業年度に開催の監査等委員会5回のうち5回に出席し、業界への知見の他、コンプライアンスに関する経験や知識から必要な意見を適宜行っております。
山田 庸一 （監査等委員である取締役）	当事業年度に開催の監査等委員会5回のうち5回に出席し、コンプライアンス全般に関する見識並びに弁護士としての専門的知見及び経験から必要な意見を適宜行っております。
江田 健二 （監査等委員である取締役）	当事業年度開催の監査等委員会5回のうち5回に出席し、事業会社の経営及び、エネルギー関連に関する豊富な経験と幅広い見識から必要な意見を適宜行っております。
高木 浩二 （監査等委員である取締役）	当事業年度開催の監査等委員会5回のうち5回に出席し、コンプライアンス全般に関する見識並びに弁護士としての専門的知見及び経験から必要な意見を適宜行っております。

（注）1. 2025年4月1日から2026年3月31日までに開催された監査等委員会は5回であり、監査等委員であった取締役の瀧澤文基氏、山田庸一氏、江田健二氏及び高木浩二氏の退任以前開催された監査等委員会は5回となっております。

2. 2025年4月1日から2026年3月31日までに開催された監査役会は10回であり、監査役の田雑正信氏、高木浩二氏及び森和孝氏の就任後開催された監査役会は10回となっております。

監査役会及び監査等委員会における具体的な検討内容は、内部統制システムの整備・運用状況、監査方針・監査計画策定、会計監査人の監査の評価、及び取締役会の実効性評価等です。また、監査役及び監査等委員である取締役の活動としては、取締役会に出席し、業務執行取締役等から業務の執行状況の報告を受け、決議事項の審議に際して積極的に質疑や意見を述べ、意思決定の過程や内容について監督をおこなうとともに、原則として月1回開催される役員連絡会において、代表取締役、取締役、主要管理職及び子会社社長に出席を求め、当社の経営・事業に関する情報及び意見の交換を行い、密度の濃い監査等を実施しております。また、監査役は、会計監査人の監査の独立性と適正性を確認しながら、会計監査人から監査計画及び監査結果に関する報告を受けるとともに、会計監査人と情報及び意見の交換を適宜行っております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社における内部監査は、代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、内部監査の専門知識を有する公認内部監査人1名で構成されております。

内部監査は、当社グループの各執行部門における業務の整備・運用状況を、ガバナンス、リスクマネジメント及びコントロールの各プロセスの有効性、効率性等の観点から個別的又はグループ横断的に実施しております。また、内部監査室は、財務報告に係る内部統制について、金融商品取引法に基づき各執行部門の内部統制の整備状況と運用状況を把握、評価しております。

b. 内部監査、監査役会及び会計監査の相互連携

内部監査室は、月1回開催される監査役会に出席し、必要に応じて当社グループにおける各執行部門に対する内部監査の結果等の共有を行っております。また、内部監査室は、財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況又は内部監査の活動状況について、会計監査人と定期的に意見交換や情報共有を行いながら、相互連携に努めています。

c. 内部監査の実効性を確保するための取組

内部監査部門である内部監査室は業務執行ラインからの独立性を確保しております。

また、取締役会及び監査役会との職務上の指示・報告経路を有することにより、デュアルレポーティングラインを構築し、監査計画及び監査結果について定期的に報告を行うなど連携を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

HLB Meisei 有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 武田 剛

指定有限責任社員 吉田 隆伸

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他11名で構成されております。

(会計監査人の異動)

当社は、2024年6月27日開催の第21期定時株主総会において会計監査人の選任を決議しており、当社の会計監査人は次のとおり異動しております。

第21期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) アスカ監査法人

第22期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) HLB Meisei 有限責任監査法人

なお、臨時報告書への記載事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任した監査公認会計士等の名称

HLB Meisei 有限責任監査法人

退任した監査公認会計士等の名称

アスカ監査法人

(2) 当該異動の年月日

2024年6月27日(第21期定時株主総会開催日)

(3) 退任監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2011年6月29日

(4) 退任した監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であったアスカ監査法人は、2024年6月27日開催の第21期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりました。同監査法人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると判断しておりました。しかし、同監査法人より、監査業界を取り巻く環境が変化中、監査品質を確保するための人員確保が困難であるとして、任期満了をもって監査契約の継続を辞退したい旨の申し出があったことに伴い、複数の監査法人と面談を行い、当社グループの事業規模に適した監査体制で会計監査を適切かつ妥当に遂行可能な会計監査人を総合的に検討してまいりました。HLB Meisei有限責任監査法人が当社の会計監査人として求められる必要な専門性、独立性及び品質管理体制を具備し、当社の事業規模に適した効率かつ効果的な監査業務の運営を行うことができること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断いたしました。その結果、新たにHLB Meisei有限責任監査法人を会計監査人として選任いたしました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任した監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選任にあたっての方針は以下のとおりです。

監査法人としての独立性及び品質管理体制、並びに監査チームとしての専門性及び監査手続の適切性を具備していること。

当社グループの展開する事業分野に対する理解度が高く、より専門的かつ適切な監査が可能であること。

監査報酬見積額についてその算定根拠が合理的であり、見積額が適切であること。

以上を総合的に検討した結果、HLB Meisei有限責任監査法人を会計監査人として選定しております。

監査法人の再任に際しては、監査役会が定める「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」に照らして、該当する事実の有無について担当部署や監査法人との面談等を通じて確認を行い、その結果を総合的に勘案して判断しております。当該方針は、次のとおりです。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の執行状況等に留意し、毎期検討を行います。その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、会計監査人の不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会として、監査法人の再任手続の過程で、監査法人から品質管理体制、独立性や専門性、監査計画、監査結果の概要等の報告を受けるとともに、担当部署からもその評価について聴取を行い、それらを踏まえていずれの事項についても問題ないとの評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	29	-	30	-
連結子会社	-	-	-	-
計	29	-	30	-

b. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

監査日数等を勘定した上で決定しております。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠を確認し、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定等については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において次のとおり定めております。

1. 業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。
2. 独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならない。かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。
3. 取締役の報酬等については、取締役会が株主総会に提出する議案の内容を定め、取締役の個人別の報酬等の額については、過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会において審議する。
4. 当社は、取締役に対して支払われた報酬等の額について、適用される法令・規則等に基づき、適切な方法により開示する。

(役員の報酬等の決定権者)

a. 取締役

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で代表取締役が報酬案を策定しております。その後、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するため、過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会において審議及び決議しております。

b. 監査役

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議に基づき全員一致の決議によって決定しております。

(役員の報酬等に関する株主総会決議の内容)

a. 取締役

2025年6月26日開催の第22期定時株主総会(当時の取締役は6名)において、報酬等総額は年額1,000百万円以内(うち社外取締役分は200百万円以内)(ただし、いずれも従業員分給とは含まれない)と決議されております。なお、定款において取締役の員数は10名以内と定めております。

b. 監査役

2025年6月26日開催の第22期定時株主総会(当時の監査役は3名)において、報酬等総額は年額200百万円以内と決議されております。なお、定款において監査役の員数は3名以上と定めております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	21	21	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	2	2	-	-	-	1
監査等委員 (社外取締役を除く)	1	1	-	-	-	1
社外役員	11	11	-	-	-	7

- (注) 1. 当社は、2025年6月26日付で監査等委員設置会社から監査役会設置会社に移行しております。
2. 当事業年度末現在の社外役員の員数は、取締役2名、監査役2名及び監査等委員である取締役3名であります。
3. 役員ごとの報酬等の総額等については、報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
4. 取締役の報酬等の額には従業員兼務取締役の従業員分給とは含まれておりません。なお、従業員兼務取締役の従業員分給のうち重要なものはありません。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
- (1) 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、取締役会で選任された過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会に諮問しております。
- (2) 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要
代表取締役が当社の業績等を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、報酬等案を策定します。その後、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するため、任意の指名報酬委員会における審議及び決議により決定いたします。
- (3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
任意の指名報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容を決定方針との整合性を含め、総合的に検討を行っており、取締役会は、その審議内容を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものを純投資目的である投資株式とし、保有により業務提携関係の維持・強化につながるものを純投資目的以外の目的である投資株式とする方針です。

投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した銘柄については、原則として純投資目的の運用方針に基づき、売却または保有を判断しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策投資を目的とする株式（以下「政策保有株式」といいます。）については、パートナーとの関係強化や協業促進など戦略的意義が認められ、当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合を除き、保有しない方針としております。また、政策保有株式を保有するに至った場合、個別の銘柄について、その保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を、毎年、取締役会において具体的に精査し、保有の適否を検証することとしております。この検証の結果を踏まえ、政策保有株式の保有の意義が失われた場合には、当該保有株式の処分を検討することとしております。

- b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	0
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る取得価 額の合計額(百万円)	株式数の減少の理由
非上場株式	1	350	株式売却のため

- c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループは、エネルギー事業、蓄電ソリューション事業およびデジタルアセットマネジメント事業など、専門性の異なる複数の事業を展開しており、その持続的な成長は、各領域で高い専門性を発揮できる多様な人材に支えられております。当社グループの人材戦略に関する基本方針は、中期経営計画に基づき、事業の収益力強化ならびに新事業の創出・育成を進めることで事業ポートフォリオの変革を図り、企業価値の向上を目指すこととしております。これらを着実に推進するため、事業戦略と一体となった人的資本の強化を重要な経営課題と位置付け、その実現に取り組んでおります。

具体的には、事業の競争力および生産性の向上と、新たな事業領域の創出・育成を両立するため、専門性を有する人材に加え、将来の経営を担う次世代の経営・マネジメント人材の計画的な育成を推進しております。

これらに伴う人的資本への投資を継続的に実施することで、グループ全体の持続的な成長を支える人材基盤の強化を図っております。また、従業員のキャリア実現と合わせて、企業戦略実行のための最適な人材配置も進めております。

なお、当社グループでは、人材戦略の一環として、従業員の経営参画意識の醸成および中期経営計画の推進を目的に、ストック・オプション制度を導入しております。

当社における従業員の給与および賞与等は、職務・職責、成果および能力等を踏まえ、各事業および部門の実情に応じて決定しております。各事業および部門においては、定期的に従業員の役割の遂行状況や成果を確認し、その結果を処遇に反映しております。これらの決定に当たっては、事業環境、業績動向および物価水準等を勘案のうえ、総合的に判断しております。また、人的資本を成長の基盤と位置付け、人材の育成および定着を通じて中長期的な企業価値の向上を図る観点から、処遇水準の適正化に継続的に取り組む方針としております。

(2) 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
デジタルアセットマネジメント事業	2
エネルギー事業	94 (3)
蓄電ソリューション事業	58 (1)
その他事業	-
全社(共通)	25
合計	179 (4)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員の期中平均人員数であります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区別できない管理部門等に所属している人員であります。
4. 前連結会計年度に比べ従業員が93名減少してしております。主な理由はゼロメディカル譲渡に伴いその他事業において114名減少したためであります。

(2) 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
170 (3)	37.2	4年9か月	5,557	19.7

セグメントの名称	従業員数(名)
デジタルアセットマネジメント事業	2
エネルギー事業	94 (3)
蓄電ソリューション事業	49
その他事業	-
全社(共通)	25
合計	170 (3)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員の期中平均人員数であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区別できない管理部門等に所属している人員であります。
5. 前事業年度に比べ従業員が17名増加してしております。主な理由はエネルギー事業において20名増加したためであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移してしております。

(4) 使用人等のみに対して付与した新株予約権の内容

当社は使用人等のみに対する新株予約権を付与してしております。当該新株予約権の内容については「1 株式等の状況(2) 新株予約権の状況 ストックオプション制度の内容」に記載してあります。

(5) 管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金差異

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1・2	男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、2		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規雇用労働者
36.4	100	68.1	66.6	72.7

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 管理職に占める女性労働者の割合は、2026年3月時点の数値を使用し、労働者の男女賃金の差異は2025年4月~2026年3月の期間を対象にしております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、HLB Meisei有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組として、次のような対応をとっております。会計基準の変更等について正確な情報を収集するために、公益財団法人財務会計基準機構に加入するとともに、同機構、監査法人、各種団体等の主催する研修会・講習会等に参加しております。さらに、顧問税理士や公認会計士等から適宜助言を得て適切な会計処理を行うようにしております。また、重要な会計基準の変更等については、取締役会等へ適切に付議・報告をしております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,103	1,993
売掛金及び契約資産	1 3,766	1 3,892
商品	146	177
製品	0	-
原材料及び貯蔵品	2	0
仕掛品	0	379
貸付暗号資産	-	14,970
未収法人税等	7	3
営業投資有価証券	415	364
自己保有暗号資産	8,674	771
その他	642	888
貸倒引当金	103	68
流動資産合計	18,657	23,374
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	192	106
減価償却累計額	41	28
建物及び構築物(純額)	151	77
機械及び装置	229	995
減価償却累計額	2	37
機械及び装置(純額)	226	958
車両運搬具及び工具器具備品	105	135
減価償却累計額	74	84
車両運搬具及び工具器具備品(純額)	30	50
土地	78	160
建設仮勘定	-	343
有形固定資産合計	487	1,590
無形固定資産		
ソフトウェア	83	94
ソフトウェア仮勘定	5	2
無形固定資産合計	88	96
投資その他の資産		
投資有価証券	350	0
関係会社株式	-	10
出資金	14	1,998
敷金及び保証金	935	649
固定化債権	93	93
繰延税金資産	9	-
その他	0	1
貸倒引当金	93	93
投資その他の資産合計	1,310	2,659
固定資産合計	1,886	4,347
資産合計	20,543	27,721

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,233	1,567
未払金	322	757
預り金	223	288
短期借入金	2 200	2 500
1年内返済予定の長期借入金	8	-
未払法人税等	61	96
その他	470	521
流動負債合計	2,519	3,732
固定負債		
長期借入金	111	-
固定負債合計	111	-
負債合計	2,631	3,732
純資産の部		
株主資本		
資本金	279	5,686
資本剰余金	10,932	16,338
利益剰余金	7,868	3,128
自己株式	1,173	1,173
株主資本合計	17,906	23,979
新株予約権	4	9
純資産合計	17,911	23,988
負債純資産合計	20,543	27,721

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)	
売上高	1	21,129	1	17,751
売上原価	2	19,194	2	20,037
売上総利益又は売上総損失()		1,934		2,285
販売費及び一般管理費	3	3,146	3	3,191
営業損失()		1,211		5,477
営業外収益				
受取利息		5		7
貸倒引当金戻入額		1		-
違約金収入		11		6
投資事業組合運用益		11		3
暗号資産評価益		638		12
その他		9		9
営業外収益合計		678		38
営業外費用				
支払利息		3		5
新株予約権発行費		2		11
株式交付費		1		38
その他		0		7
営業外費用合計		8		62
経常損失()		541		5,501
特別利益				
関係会社株式売却益		-	4	629
投資有価証券売却益		-		158
新株予約権戻入益		0		3
資産除去債務履行差額		3		-
特別利益合計		3		791
特別損失				
固定資産除却損		-	5	0
その他		-		0
特別損失合計		-		0
税金等調整前当期純損失()		538		4,710
法人税、住民税及び事業税		45		29
法人税等調整額		9		-
法人税等合計		55		29
当期純損失()		593		4,740
親会社株主に帰属する当期純損失()		593		4,740

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純損失()	593	4,740
包括利益	593	4,740
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	593	4,740
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	10	10,662	8,462	1,173	17,962	7	17,969
当期変動額							
新株の発行	269	269			538		538
親会社株主に帰属する当期純損失()			593		593		593
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						2	2
当期変動額合計	269	269	593	-	55	2	57
当期末残高	279	10,932	7,868	1,173	17,906	4	17,911

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	279	10,932	7,868	1,173	17,906	4	17,911
当期変動額							
新株の発行	5,406	5,406			10,812		10,812
親会社株主に帰属する当期純損失()			4,740		4,740		4,740
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						4	4
当期変動額合計	5,406	5,406	4,740	-	6,072	4	6,077
当期末残高	5,686	16,338	3,128	1,173	23,979	9	23,988

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	538	4,710
減価償却費	75	105
貸倒引当金の増減額(は減少)	40	32
新株予約権戻入益	0	3
受取利息及び受取配当金	5	7
支払利息	3	5
関係会社株式売却損益(は益)	-	629
株式交付費	1	38
新株予約権発行費	2	11
固定資産除却損	-	0
投資有価証券売却損益(は益)	-	158
違約金収入	11	6
投資事業組合運用損益(は益)	11	3
売上債権の増減額(は増加)	212	170
棚卸資産の増減額(は増加)	116	411
自己保有暗号資産の増減額(は増加)	8,605	7,902
貸付暗号資産の増減額(は増加)	-	14,970
敷金及び保証金の増減額(は増加)	346	173
その他流動資産の増減額(は増加)	413	322
仕入債務の増減額(は減少)	667	339
未払金の増減額(は減少)	180	452
預り金の増減額(は減少)	126	66
未払消費税等の増減額(は減少)	246	131
その他流動負債の増減額(は減少)	13	336
その他	19	38
小計	7,956	12,086
利息及び配当金の受取額	5	7
利息の支払額	3	5
法人税等の還付額	42	7
法人税等の支払額	66	36
違約金の受取額	11	6
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,967	12,107

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資事業組合出資金の払戻による収入	-	17
投資事業組合出資金の払込による支出	-	2,000
貸付けによる支出	-	0
有形固定資産の取得による支出	305	1,326
有形固定資産の売却による収入	-	23
無形固定資産の取得による支出	25	45
投資有価証券の取得による支出	350	-
投資有価証券の売却による収入	-	508
関係会社株式の取得による支出	-	10
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	2 529
敷金及び保証金の差入による支出	349	134
敷金及び保証金の回収による収入	324	115
出資金の払込による支出	89	-
出資金の払戻による収入	53	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	742	2,322
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100	550
長期借入金の返済による支出	395	-
新株予約権の発行による収入	-	26
新株予約権の発行による支出	0	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	531	10,743
財務活動によるキャッシュ・フロー	236	11,320
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	8,473	3,109
現金及び現金同等物の期首残高	13,577	5,103
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,103	1 1,994

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社
- (2) 主要な連結子会社の名称 イブシロン・ホールディングス株式会社(以下「イブシロン・ホールディングス」と言います)
株式会社シールエンジニアリング(以下「シールエンジニアリング」と言います)

なお2025年5月30日付で、株式会社ゼロメディカルの全株式を株式会社ユカリアに譲渡したことにより、当連結会計年度より株式会社ゼロメディカル他1社を連結子会社から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 0社
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度において連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

ア. 商品

- ・蓄電ソリューション事業

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

イ. 仕掛品

- ・蓄電ソリューション事業

主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

暗号資産

活発な市場が存在するもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は当期の損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) 暗号資産に係る会計処理の方法

暗号資産の期末評価

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

暗号資産の取引に係る損益

暗号資産の取引に係る損益（評価損益を含む）は、連結損益計算書売上高に表示しております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ア．建物	3～15年
イ．工具器具備品	2～10年
ウ．機械及び装置	8～17年

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・デジタルアセットマネジメント事業

デジタルアセットマネジメント事業においては、暗号資産投資、株式投資等を行っております。

暗号資産投資

主に暗号資産の運用を行っております。自己保有暗号資産につきましては、期末時点の残高に対して時価と帳簿価額の差額を収益に計上しております。また、法定通貨又は他の暗号資産との交換（譲渡）を行った場合には、注文が約定した時点で収益を認識することとしております。

レンディング収入

暗号資産レンディング事業者の暗号資産レンディングサービスを活用した運用を行っております。

これによるレンディング収入は、暗号資産の貸付契約に基づき、期間の経過に応じて収益を認識しております。

株式投資

暗号資産関連銘柄として投資事業組合等に投資を行っております。これら投資事業組合等から配当金収入があり、配当金を受領した時点で収益を認識しております。

投資事業組合等への投資は満期保有の予定であり、満期に伴う分配が生じた場合には、取得原価との差額を分配金の受領時に収益に認識いたします。

また、これら取引に関連する費用につきましては、発生時に費用として認識しております。

・エネルギー事業

エネルギー事業においては、主に顧客の電力消費に対応する電力供給を行うサービスを提供しております。契約期間にわたり顧客に電力供給を行うにつれて履行義務が充足されることから、経過時点における役務提供に応じて収益を認識しております。具体的には、検針による確定した電力供給量により履行義務の充足を認識するとともに、検針日から決算日までの期間は過去の平均的な電力供給量に基づく電力料金をもとに見積りを行って履行義務の充足を認識しております。

・蓄電ソリューション事業

商品・製品販売

蓄電池及び省エネ関連商材等の販売を行うものであり、顧客に商品・製品を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した商品・製品を顧客が検収した時点で当該商品・製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

省エネコンサルティング

主に行政機関が行っている補助金制度等の申請に係る支援業務を行うものであり、当該支援業務を行う履行義務を負っております。当該履行義務の充足は、補助金等の交付決定があった日の一時点で認識しております。これは、支援を実施した申請に対して補助金等の交付決定がなされたことをもって履行義務が完了したものと内容の契約を顧客と締結しているからであり、申請の完了で履行義務が充足されるものではなく、一定期間にわたり履行義務が充足されるものでもないためです。

(6) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
商品	146百万円	177百万円
製品	0百万円	-百万円
原材料及び貯蔵品	2百万円	0百万円
棚卸資産評価損(売上原価)	0百万円	15百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

収益性の低下の事実を反映するように、品目ごとに過去の販売実績及び使用期限をもとに将来の販売見込数量を見積もり、当該見込み数量を上回る棚卸資産について、簿価の切下げの対象とすべき滞留在庫としております。

棚卸資産の将来の販売見込数量の見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化等の外部環境の変動によって影響を受ける可能性があり、販売見込数量の見積りが想定を下回った場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

該当事項はありません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

該当事項はありません。

3. エネルギー事業の検針日から決算日までの未検針期間の収益の見積り計上

連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）の2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載した内容と同一であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

借手において、ファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による連結財務諸表に与える影響は、現在評価中です。

- ・「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」

(実務対応報告第47号 2025年11月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

需要家がバーチャル電力購入契約（バーチャルPPA）を締結し非化石価値を取得する取引について、契約で指定された再生可能電力発電設備による発電が行われ、かつ、非化石価値を受け取る権利について金額を信頼性をもって測定できる時点において費用処理を行うとして、当面の取扱いを定めたもの。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による連結財務諸表に与える影響は軽微です。

(追加情報)

(資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)に従った会計処理を行っております。暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
保有する暗号資産(預託者から預かっている暗号資産を除く)	8,674百万円	771百万円
貸付している暗号資産	-百万円	14,970百万円
合計	8,674百万円	15,741百万円

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

活発な市場が存在する暗号資産

種類	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
	保有数量(単位)	連結貸借対照表 計上額	保有数量(単位)	連結貸借対照表 計上額
ビットコイン	615.99821175 BTC	7,689百万円	1,415.04167451 BTC	14,980百万円
イーサリアム	901.44672542 ETH	246百万円	901.44672542 ETH	293百万円
ソラナ	13,920.0725586 SOL	262百万円	13,920.0725586 SOL	178百万円
リップル	1,191,204.7995 XRP	374百万円	1,191,204.7995 XRP	248百万円
ドージコイン	2,802,311.996 DOGE	69百万円	2,802,311.996 DOGE	40百万円
ディープコイン	188,681,014 DEP	31百万円	- DEP	-百万円

(連結貸借対照表関係)

- 1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額はそれぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
売掛金	3,290百万円	3,448百万円
契約資産	476百万円	444百万円

- 2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	500百万円	500百万円
借入実行残高	200百万円	500百万円
差引額	300百万円	-百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
棚卸評価損	0百万円	15百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給与手当	1,056百万円	817百万円
賞与	161百万円	255百万円
広告宣伝費	84百万円	230百万円
販売促進費	11百万円	19百万円
業務委託費	77百万円	219百万円
支払手数料	200百万円	217百万円
貸倒引当金繰入額	71百万円	13百万円

4 関係会社株式売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
関係会社株式売却益	- 百万円	629百万円

5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
車両運搬具及び工具器具備品	- 百万円	0百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	122,727,800	2,623,000	-	125,350,800

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権行使による増加 2,623,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,435,000	-	-	2,435,000

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第14回新株予約権	普通株式	50,000	-	50,000	-	-
	第17回新株予約権	普通株式	60,000	-	-	60,000	0
	第19回新株予約権	普通株式	1,478,000	-	420,000	1,058,000	3
	第20回新株予約権	普通株式	1,440,000	-	1,141,000	299,000	0
	第21期新株予約権	普通株式	-	1,500,000	1,062,000	438,000	0
	第22期新株予約権	普通株式	-	100,000	-	100,000	0
合計			3,028,000	1,600,000	2,673,000	1,955,000	4

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第14回新株予約権の減少は権利失効によるものであります。

第19回及び第20回新株予約権の減少は権利行使によるものであります。

第21回新株予約権の増加は発行によるもので、減少は権利行使によるものであります。

第22回新株予約権の増加は発行によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	125,350,800	23,694,000	-	149,044,800

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権行使による増加 23,694,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,435,000	-	-	2,435,000

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第17回新株予約権	普通株式	60,000	-	60,000	-	-
	第19回新株予約権	普通株式	1,058,000	-	1,058,000	-	-
	第20回新株予約権	普通株式	299,000	-	34,000	265,000	0
	第21回新株予約権	普通株式	438,000	-	60,000	378,000	0
	第22回新株予約権	普通株式	100,000	-	-	100,000	0
	第23回新株予約権	普通株式	-	1,565,000	-	1,565,000	4
	第24回新株予約権	普通株式	-	12,500,000	12,500,000	-	-
	第25回新株予約権	普通株式	-	55,000,000	55,000,000	-	-
	第26回新株予約権	普通株式	-	100,000	100,000	-	-
	第27回新株予約権	普通株式	-	50,000	-	50,000	0
	第28回新株予約権	普通株式	-	1,340,000	-	1,340,000	2
合計			1,955,000	70,555,000	68,812,000	3,698,000	9

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第17回新株予約権の減少は権利失効によるものであります。

第19回新株予約権の減少は権利行使及び権利失効によるものであります。

第20回及び第21回新株予約権の減少は権利行使によるものであります。

第23回、第27回及び第28回新株予約権の増加は発行によるものであります。

第24回新株予約権の増加は発行によるもので、減少は権利行使によるものであります。

第25回新株予約権の増加は発行によるもので、減少は権利行使及び消却によるものであります。

第26回新株予約権の増加は発行によるもので、減少は権利失効によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年5月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	733百万円	5円	2026年3月31日	2026年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	5,103百万円	1,993百万円
流動資産(その他)	- 百万円	0百万円
現金及び現金同等物	5,103百万円	1,994百万円

- 2 株式交換により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません

- 3 株式売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

株式の売却により、株式会社ゼロメディカルが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価格と売却による収入(純額)は次のとおりです。

流動資産	238 百万円
固定資産	294 百万円
流動負債	372 百万円
固定負債	111 百万円
株式の売却益	629 百万円
株式の売却価格	677 百万円
現金及び現金同等物	135 百万円
差引:売却による収入	541 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務等は、ほとんどが翌月現金及び預金にて支払っております。自己保有暗号資産は市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、当社事務所等に関するもののほか、電力小売事業に関する取引保証金となっており、これらは相手先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

稟議規程等に従い、営業債権等については管理部門が定期的にモニタリングを行い、相手先ごとに残高を把握し管理を行っており、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を図っております。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新する方法により管理しております。

市場リスク(市場価格の変動に係るリスク)の管理

適時に時価を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 自己保有暗号資産	8,674	8,674	-
(2) 敷金及び保証金	935	933	2
資産計	9,610	9,608	2
(1) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	120	111	8
負債計	120	111	8

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 自己保有暗号資産	771	771	-
(2) 貸付暗号資産	14,970	14,970	-
(3) 敷金及び保証金	649	645	4
資産計	16,391	16,387	4
(1) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	-	-	-
負債計	-	-	-

- (1) 「現金及び預金」「売掛金」「短期借入金」「買掛金」「未払金」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 市場価格のない金融商品は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非上場株式	350	0
出資金	14	1,998

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,103	-	-	-
売掛金	3,290	-	-	-
合計	8,393	-	-	-

(注) 敷金及び保証金については償還時期が未定のため上表に含めておりません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,993	-	-	-
売掛金	3,448	-	-	-
合計	5,442	-	-	-

(注) 敷金及び保証金については償還時期が未定のため上表に含めておりません。

4. 長期借入金の返済予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	8	11	11	11	11	64
合計	8	11	11	11	11	64

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

5. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の基礎となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
自己保有暗号資産	8,674	-	-	8,674
資産計	8,674	-	-	8,674

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
自己保有暗号資産	771	-	-	771
貸付暗号資産	14,970	-	-	14,970
資産計	15,741	-	-	15,741

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	933	-	933
資産計	-	933	-	933
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	111	-	111
負債計	-	111	-	111

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	645	-	645
資産計	-	645	-	645
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	-	-	-
負債計	-	-	-	-

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

暗号資産

自己保有暗号資産および貸付暗号資産は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される金利をベースとした割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他の有価証券は、すべて市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

商品関連

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
新株予約権戻入益	0百万円	3百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第17回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2021年4月22日(注)1・(注)2
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 10名 当社子会社取締役 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,680,000株
付与日	2021年6月4日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2021年9月1日～2025年3月31日

(注)1. 自社株式オプションであります。

2. 公正価値に基づく有償付与であります。

3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも350円以上となった場合。

第19回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2022年4月14日(注)1・(注)2
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 10名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,770,000株
付与日	2022年5月2日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2022年5月16日～2025年12月31日

(注)1. 自社株式オプションであります。

2. 公正価値に基づく有償付与であります。

3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合。

第20回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2023年7月27日(注)1・(注)2
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 21名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,440,000株
付与日	2023年8月14日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2023年11月1日～2027年1月31日

- (注)1. 自社株式オプションであります。
2. 公正価値に基づく有償付与であります。
3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも300円以上となった場合。

第21回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2024年4月25日(注)1・(注)2
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 16名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 18名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,500,000株
付与日	2024年5月13日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2025年2月14日～2029年5月20日

- (注)1. 自社株式オプションであります。
2. 公正価値に基づく有償付与であります。
3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも250円以上となった場合。

第22回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2025年1月30日(注)1・(注)2
付与対象者の区分及び人数	外部協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 100,000株
付与日	2025年2月17日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2025年5月12日～2028年5月11日

- (注)1. 自社株式オプションであります。
2. 公正価値に基づく有償付与であります。
3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも899円以上となった場合。

第23回新株予約権

会社名	提出会社
-----	------

決議年月日	2025年4月10日(注)1・(注)2
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 23名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,565,000株
付与日	2025年4月28日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2025年8月1日～2028年12月31日

- (注)1. 自社株式オプションであります。
2. 公正価値に基づく有償付与であります。
3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも662円以上となった場合。

第26回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2025年7月9日(注)1・(注)2
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 100,000株
付与日	2025年7月24日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2025年11月4日～2028年10月31日

- (注)1. 自社株式オプションであります。
2. 公正価値に基づく有償付与であります。
3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも1,000円以上となった場合。

第27回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2025年10月23日(注)1・(注)2
付与対象者の区分及び人数	外部協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 50,000株
付与日	2025年11月10日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2025年12月15日～2028年12月14日

- (注)1. 自社株式オプションであります。
2. 公正価値に基づく有償付与であります。
3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも899円以上となった場合。

第28回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2025年12月4日(注)1・(注)2
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 43名 当社子会社従業員 3名

株式の種類及び付与数	普通株式 1,340,000株
付与日	2025年12月22日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2026年2月9日～2029年2月8日

- (注) 1. 自社株式オプションであります。
2. 公正価値に基づく有償付与であります。
3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

第17回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2021年4月22日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	60,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	60,000
未行使残	-

第19回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2022年4月14日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	1,058,000
権利確定	-
権利行使	30,000
失効	1,028,000
未行使残	-

第20回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2023年7月27日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	299,000
権利確定	-
権利行使	34,000
失効	-
未行使残	265,000

第21回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2024年4月25日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	438,000
権利確定	-
権利行使	60,000
失効	-
未行使残	378,000

第22回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2025年1月30日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	100,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	100,000

第23回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2025年4月10日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	1,565,000
失効	-
権利確定	1,565,000
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	1,565,000
権利行使	-
失効	-
未行使残	1,565,000

第26回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2025年7月9日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	100,000
失効	100,000
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	100,000
権利行使	-
失効	100,000
未行使残	-

第27回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2025年10月23日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	50,000
失効	-
権利確定	50,000
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	50,000
権利行使	-
失効	-
未行使残	50,000

第28回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2025年12月4日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	1,340,000
失効	-
権利確定	1,340,000
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	1,340,000
権利行使	-
失効	-
未行使残	1,340,000

単価情報

第17回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2021年4月22日
権利行使価格(円)	178
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	192

第19回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2022年4月14日
権利行使価格(円)	319
行使時平均株価(円)	451
付与日における公正な評価単価(円)	285

第20回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2023年7月27日
権利行使価格(円)	214
行使時平均株価(円)	551
付与日における公正な評価単価(円)	218

第21回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2024年4月25日
権利行使価格(円)	146
行使時平均株価(円)	491
付与日における公正な評価単価(円)	153

第22回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2025年1月30日
権利行使価格(円)	599
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	545

第23回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2025年4月10日
権利行使価格(円)	331
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	314

第26回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2025年7月9日
権利行使価格(円)	570
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	513

第27回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2025年10月23日
権利行使価格(円)	310
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	264

第28回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2025年12月4日
権利行使価格(円)	247
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	198

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第23回新株予約権、第26回新株予約権、第27回新株予約権、第28回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション
主な基礎数値及び見積方法

		第23回新株予約権
株価変動性	(注) 1	86.0%
予想残存期間	(注) 2	3.7年
予想配当	(注) 3	0円/株
無リスク利率	(注) 4	0.7%

- (注) 1. 2021年7月から2025年4月までの株価実績に基づき算定しております。
2. 権利行使期間を採用しております。
3. 直近の配当実績によっております。
4. オプション期間と同年度の年限を有する日本国債の利回りであります。

		第26回新株予約権
株価変動性	(注) 1	83.7%
予想残存期間	(注) 2	3.3年
予想配当	(注) 3	0円/株
無リスク利率	(注) 4	0.8%

- (注) 1. 2022年3月から2025年7月までの株価実績に基づき算定しております。
2. 権利行使期間を採用しております。
3. 直近の配当実績によっております。
4. オプション期間と同年度の年限を有する日本国債の利回りであります。

		第27回新株予約権
株価変動性	(注) 1	80.4%
予想残存期間	(注) 2	3.1年
予想配当	(注) 3	0円/株
無リスク利率	(注) 4	1.0%

- (注) 1. 2022年8月から2025年10月までの株価実績に基づき算定しております。
2. 権利行使期間を採用しております。
3. 直近の配当実績によっております。
4. オプション期間と同年度の年限を有する日本国債の利回りであります。

		第28回新株予約権
株価変動性	(注) 1	80.4%
予想残存期間	(注) 2	3.2年
予想配当	(注) 3	0円/株
無リスク利子率	(注) 4	1.1%

(注) 1. 2022年9月から2025年12月までの株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使期間を採用しております。

3. 直近の配当実績によっております。

4. オプション期間と同年度の年限を有する日本国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	70百万円	37百万円
貸倒引当金	60百万円	51百万円
投資有価証券評価損	112百万円	112百万円
未払事業税	15百万円	22百万円
税務上の繰越欠損金(注)	1,844百万円	3,615百万円
その他	68百万円	69百万円
繰延税金資産小計	2,172百万円	3,909百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	1,838百万円	3,615百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	324百万円	293百万円
評価性引当額小計	2,162百万円	3,909百万円
繰延税金資産合計	9百万円	-百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	8	-	27	-	1,807	1,844
評価性引当額	-	8	-	27	-	1,801	1,838
繰延税金資産 (2)	-	-	-	-	-	6	6

1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 税務上の繰越欠損金1,838百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を計上していません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	19	-	12	3,584	3,615
評価性引当額	-	-	19	-	12	3,584	3,615
繰延税金資産 (2)	-	-	-	-	-	-	-

1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 税務上の繰越欠損金3,615百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を計上していません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

(連結子会社の株式の売却)

当社は、2025年5月30日付で、当社の連結子会社である株式会社ゼロメディカルの株式を株式会社ユカリアへ売却いたしました。また、本件株式売却に伴い、株式会社ゼロメディカルおよび他1社を連結範囲から除外しております。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社ユカリア

(2) 分離した事業の内容

医療機関向けウェブマーケティング事業、医療コンサルティング事業及び福祉関連事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社グループは、当社子会社の株式会社ゼロメディカルと株式会社ユカリアが協働することにより、両社のシナジーが最大限に発揮できると判断いたしました。

また、当社では、グループ全体の収益性の向上に資するべく、前連結会計年度より暗号資産投資等を推進するデジタルアセットマネジメント事業を開始するなど、経営資源の最適配分及び事業ポートフォリオの再構築を検討してまいりましたが、本株式譲渡によって、より経営資源を主要事業に集中することが企業価値の向上に資すると判断したことから、当該子会社の株式を売却することとしました。

(4) 事業分離日

2025年5月30日(株式売却日)

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益	629 百万円
-----------	---------

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	238 百万円
固定資産	294
資産合計	532
流動負債	372
固定負債	111
負債合計	484

(3) 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却額との差額を関係会社株式売却益として特別利益に計上しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

メディカル事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の金額

	累計期間
売上高	153 百万円
営業損失	13

5. 親会社が交換損益を認識した子会社の企業結合において、当該子会社の株式を関連会社株式として保有する以外に継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィス退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産除却時における見積額を大幅に減少する見込みであることが明らかになったことから、見積もりの変更を行っております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	29百万円	95百万円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	66百万円	- 百万円
資産除去債務の戻入による減少額	- 百万円	22百万円
見積もりの変更による減少額	- 百万円	19百万円
期末残高	95百万円	53百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				
	デジタルアセット マネジメント事業	エネルギー 事業	蓄電ソリューション 事業	その他事業	計
一時点で移転される財及び サービス	-	1	1,370	749	2,121
一定の期間にわたり移転される財 及びサービス	-	20,646	-	395	21,042
顧客との契約から生じる収益	-	20,647	1,370	1,144	23,163
その他の収益	2,049	16	-	-	2,033
外部顧客への売上高	2,049	20,663	1,370	1,144	21,129

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				
	デジタルアセット マネジメント事業	エネルギー 事業	蓄電ソリューション 事業	その他事業	計
一時点で移転される財及び サービス	-	6	2,362	103	2,471
一定の期間にわたり移転される財 及びサービス	51	21,085	29	51	21,218
顧客との契約から生じる収益	51	21,092	2,392	154	23,690
その他の収益	5,938	-	-	-	5,938
外部顧客への売上高	5,887	21,092	2,392	154	17,751

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(デジタルアセットマネジメント事業)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(エネルギー事業)

エネルギー事業においては、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に応じて売上高を認識しております。

当事業は、検針によって顧客の消費電力量を把握し、当該消費電力量に基づき顧客に請求を行うとともに売上を計上しております。しかしながら、検針日と決算日は必ずしも一致しておらず、また、検針により確定した電力供給量に進捗度の見積りは存在しないことから検針日から決算日に至るまでの期間に相当する見積りは、過去の平均的な電力供給量に基づく電力料金を基礎として行っております。当該情報に基づいて計上された前連結会計年度における売上高は432百万円であり、当連結会計年度における売上高は403百万円であります。

売上高は、顧客と締結した契約内容において約束された対価及び燃料費調整額等を考慮した金額で測定しております。対価は、電力の供給から1年以内のため、金融要素に係る調整は行っておりません。また、当社と顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(蓄電ソリューション事業)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) 契約資産の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,162	3,290
契約資産	392	476

契約資産は、エネルギー事業における顧客との電力供給契約について、期末日時点で履行義務は完了しているものの、未請求である電力供給サービスに係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該電力供給サービスに関する対価は、電力需給約款に従い、検針日後に請求し、請求月の翌月末日までに受領しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(1) 契約資産の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,290	3,448
契約資産	476	444

契約資産は、エネルギー事業における顧客との電力供給契約について、期末日時点で履行義務は完了しているものの、未請求である電力供給サービスに係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該電力供給サービスに関する対価は、電力需給約款に従い、検針日後に請求し、請求月の翌月末日までに受領しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するための定期的な検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制をとっております。当社グループの報告セグメントは、事業会社（連結ベース）を大きな単位とし、それらに属するサービスおよび製商品別に識別されております。

当社グループは、従来報告セグメントとしていた「メディカル事業」ですが、2025年6月12日付で事業を廃止したことに伴い、当連結会計年度において「その他事業」に含めております。また、「金融投資事業」を「デジタルアセットマネジメント事業」に、「レジリエンス事業」を「蓄電ソリューション事業」に名称をそれぞれ変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

各報告セグメントに属するサービスおよび製商品は次のとおりであります。

（デジタルアセットマネジメント事業）

デジタルアセットマネジメント事業は、当社グループ全体における暗号資産の取得、保有、運用等に係る投融資事業であります。

（エネルギー事業）

エネルギー事業は、主に電力小売事業であります。

（蓄電ソリューション事業）

蓄電ソリューション事業は、主に省エネコンサルティング事業及び蓄電池事業であります。

（その他事業）

その他事業は、2025年5月30日付でメディカル事業を営む連結子会社のゼロメディカルの全株式を株式会社コカリアに譲渡し、メディカル事業における2025年4月及び同年5月の損益が含まれております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。なお、「セグメント間の内部売上高又は振替高」は、市場実勢価格および原価を基準に決定した価格に基づき算定することとしております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務 諸表計上額 (注) 2
	デジタルアセット マネジメント事業	エネルギー 事業	蓄電 ソリューション 事業	その他事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	2,049	20,663	1,370	1,144	21,129	-	21,129
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	28	10	39	39	-
計	2,049	20,663	1,399	1,155	21,169	39	21,129
セグメント利益又はセグメ ント損失()	2,098	1,394	290	40	373	837	1,211
セグメント資産	9,125	4,784	729	1,189	15,830	4,713	20,543
その他の項目							
減価償却費	0	30	5	4	40	35	75
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	0	271	6	8	287	44	331

(注) 1. 調整額は下記のとおりであります。

- (1)セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 837百万円には、セグメント間取引消去 25百万円、各セグメントに配分していない全社費用 812百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2)セグメント資産の調整額4,713百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産5,674百万円、資本連結消去額 255百万円、債権債務消去額 705百万円であります。
 - (3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額44百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
- 2.セグメント利益又はセグメント損失()の合計は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。
- 3.有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、新規連結に伴う増加額を含んでおりません。

当連結会計年度(自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務 諸表計上額 (注) 2
	デジタルアセット マネジメント事業	エネルギー 事業	蓄電 ソリューション 事業	その他事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	5,887	21,092	2,392	154	17,751	-	17,751
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	0	5	5	5	-
計	5,887	21,092	2,392	160	17,757	5	17,751
セグメント利益又はセグメ ント損失()	5,887	1,036	559	15	4,306	1,170	5,477
セグメント資産	16,106	5,538	4,227	181	26,054	1,667	27,721
その他の項目							
減価償却費	-	68	11	0	79	25	105
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	-	711	609	-	1,321	26	1,348

(注) 1. 調整額は下記のとおりであります。

- (1)セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 1,170百万円には、セグメント間取引消去 25百万円、各セグメントに配分していない全社費用1,195百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2)セグメント資産の調整額1,667百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産1,977百万円、資本連結消去額 210百万円、債権債務消去額 100百万円であります。
 - (3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額26百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
- 2.セグメント利益又はセグメント損失()の合計は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。
- 3.有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、新規連結に伴う増加額を含んでおりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の所有 (被有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員が代表を務める会社	㈱ビットポイントジャパン (注2)	東京都港区	1,350	金融 関連 事業	-	役員の兼任	暗号資産の購入 (注1)	5,195	貸付暗号資産	3,162
									自己保有暗号資産	10

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

㈱ビットポイントジャパンとの取引は、いわゆる第三者のための取引で、取引条件及び取引条件の決定方針は、一般取引先と同様です。

2. ㈱ビットポイントジャパンは2026年4月1日付でSBI VCトレード㈱に吸収合併され消滅しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	145.68円	163.56円
1株当たり当期純損失()	4.92円	33.89円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	593	4,740
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	593	4,740
普通株式の期中平均株式数(株)	120,611,263	139,855,896

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	17,911	23,988
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	4	9
(うち新株予約権)(百万円)	(4)	(9)
(うち非支配株主持分)(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	17,906	23,979
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	122,915,800	146,609,800

(重要な後発事象)

(第29回新株予約権の発行)

当社は、2026年4月23日開催の当社取締役会において、会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条の規定に基づき、当社又は当社の子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

第29回新株予約権

決議年月日	2026年4月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 38 当社子会社取締役 1 当社子会社従業員 2
新株予約権の数(個)	21,630
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,163,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	226(注)1
新株予約権の行使期間	自 2026年8月10日 至 2031年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 218.51 資本組入額 109.26
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権の発行決議時(2026年4月23日)における内容を記載しております。

- (注)1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は226円とする。
但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社又は当社の子会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の子会社の従業員が定年により退職した場合、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員が当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役に就任することにより退任又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- () 禁錮以上の刑に処せられた場合
- () 当社又は当社の子会社の社会的信用を害する行為、その他当社又は当社の子会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が一度でも500円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が一度でも150円を下回った場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収合併についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、「新株予約権の行使条件」の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者がその保有する本新株予約権者の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を1個当たり無償で取得することができる。

当社が会社法第171条第1項に基づき、全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、「組織再編行為等」という。）をする場合において、組織再編行為等の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為等の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

「新株予約権の取得事由及び取得条件」に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

「組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(会社分割)

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、2026年10月1日(予定)を効力発生日として吸収分割の方式による会社分割を行うこと、その準備を円滑に行うために設立された分割準備会社(株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社)に対し、当社において電力小売事業を営むエネルギー事業の一部に関する権利義務を承継させる吸収分割契約を締結することを決議いたしました。

1. 当該吸収分割の相手会社についての事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社
本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番9号
代表者の氏名	代表取締役 高橋 由彦
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業内容	電力小売事業、その他附帯関連する業務

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

2026年4月20日に設立されたため、本有価証券報告書提出日現在において、終了した事業年度はありません。

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社リミックスポイント	100%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	相手会社は当社100%出資の完全子会社であります。
人的関係	役員の兼任があります。
取引関係	取引関係はありません。

2. 当該吸収分割の目的

当社は、エネルギー事業、蓄電ソリューション事業及びデジタルアセットマネジメント事業を営んでおります。このうち、電力小売事業を営んでいるエネルギー事業は、需要家への安定的な電力供給を目的として、事業の性質に即した責任体制の下で、営業活動、電源調達、需給管理及び価格変動リスク管理を一体的に行い、事業環境の変化を的確にとらえていくことが重要です。

足元では中東情勢の緊迫化、ホルムズ海峡における封鎖・通航制約等を背景として、エネルギー価格や卸電力市場価格の流動性が高まっております。当社は、このような事業環境の変化に対し、より迅速かつ柔軟に対応できる体制を整えることが、エネルギー事業の安定的な運営と持続的な成長につながり、さらにM&Aをからめていくことで、当社グループの事業ポートフォリオの再構築にもつながる可能性があると考えております。

本吸収分割後は、分割準備会社においてエネルギー事業の運営体制及び事業基盤の強化を進めるとともに、各事業の特性に応じた経営体制を整備することで、事業運営の機動性を高め、グループ全体の企業価値向上を図ってまいります。

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割の内容

(1) 会社分割の方法

当社を吸収分割会社、株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割であります。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

当該吸収分割は、当社と当社の100%子会社との間で行われるため、当該吸収分割に際して、株式の割当てその他対価の交付は行いません。

(3) その他の吸収分割契約

分割の日程

2026年5月15日 : 吸収分割決議取締役会
2026年5月15日 : 吸収分割契約書締結
2026年6月25日(予定) : 当該吸収分割に係る株主総会決議日
2026年10月1日(予定) : 分割予定日(効力発生日)

(注) 当該吸収分割は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会による承認及び必要に応じ関係官公庁の許認可等が得られることを条件として実施いたします。

承継により増加する資本金

該当事項はありません。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行済みの新株予約権について当該吸収分割による取扱いの変更はありません。また、当社は新株予約権付社債を発行していません。

承継会社が承継する権利義務

承継会社は、エネルギー事業に関して当社が有する資産、負債及び契約その他の権利義務のうち、吸収分割契約書において定めるものを承継いたします。

4. 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

5. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	未定(効力発生日までに株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社より商号変更予定。)
本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番9号
代表者の氏名	中込 裕司
資本金の額	10百万円
純資産の額	未定(注)
総資産の額	未定(注)
事業内容	電力小売事業その他附帯関連する業務

(注) 承継する資産、負債の項目及び金額については効力発生日時点の帳簿価額を基礎として算定するため、現時点では確定していません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200	500	2.125	-
1年内返済予定の長期借入金	8	-	-	-
長期借入金	111	-	-	-
合計	320	500	-	-

(注)「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	15,013	17,751
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前当期純損失 () (百万円)	4,724	4,710
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 () (百万円)	4,111	4,740
1株当たり中間純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円)	30.87	33.89

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,955	1,530
売掛金	3,289	3,458
契約資産	476	444
商品	142	177
製品	0	-
原材料及び貯蔵品	2	0
前払費用	91	70
未収法人税等	7	3
立替金	4	1
短期貸付金	781	81
貸付暗号資産	-	14,970
営業投資有価証券	415	364
自己保有暗号資産	8,643	771
その他	549	782
貸倒引当金	216	184
流動資産合計	18,142	22,471
固定資産		
有形固定資産		
建物	126	106
減価償却累計額	22	28
建物(純額)	103	77
機械及び装置	229	995
減価償却累計額	2	37
機械及び装置(純額)	226	958
工具器具備品	91	135
減価償却累計額	63	84
工具器具備品(純額)	28	50
土地	11	160
建設仮勘定	-	350
有形固定資産合計	370	1,597
無形固定資産		
ソフトウェア	83	94
ソフトウェア仮勘定	5	2
無形固定資産合計	88	96
投資その他の資産		
投資有価証券	350	0
関係会社株式	240	220
出資金	13	1,998
長期貸付金	-	0
敷金及び保証金	927	649
固定化債権	93	93
その他	0	0
貸倒引当金	93	93
投資その他の資産合計	1,532	2,869
固定資産合計	1,991	4,564
資産合計	20,133	27,035

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,182	1,484
未払金	367	447
未払費用	183	167
未払法人税等	60	76
未払消費税等	186	23
預り金	220	286
短期借入金	200	600
その他	10	229
流動負債合計	2,411	3,315
負債合計	2,411	3,315
純資産の部		
株主資本		
資本金	279	5,686
資本剰余金		
資本準備金	279	5,686
その他資本剰余金	10,652	10,652
資本剰余金合計	10,932	16,338
利益剰余金		
利益準備金	23	23
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,655	2,835
利益剰余金合計	7,679	2,859
自己株式	1,173	1,173
株主資本合計	17,717	23,710
新株予約権	4	9
純資産合計	17,722	23,719
負債純資産合計	20,133	27,035

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
売上高		
製品売上高	88	6
商品売上高	21,903	23,013
手数料売上高	1	8
その他売上高	2,049	5,887
売上高合計	19,943	17,140
売上原価		
製品期首棚卸高	0	0
当期製品製造原価	27	3
製品期末棚卸高	0	-
製品売上原価	28	4
商品期首棚卸高	247	142
当期商品仕入高	18,869	19,784
商品期末棚卸高	142	177
商品売上原価	18,974	19,748
他勘定振替高	3	5
売上原価合計	18,999	19,747
売上総利益又は売上総損失()	944	2,606
販売費及び一般管理費	1 2,196	1 2,962
営業損失()	1,252	5,569
営業外収益		
受取利息	2 14	2 10
受取配当金	1,408	-
雑収入	19	12
投資事業組合運用益	11	3
暗号資産評価益	675	-
営業外収益合計	2,130	26
営業外費用		
支払利息	3 6	3 6
暗号資産評価損	-	6
株式交付費	1	38
新株予約権発行費	2	11
雑損失	0	0
営業外費用合計	11	63
経常利益又は経常損失()	867	5,607
特別利益		
投資有価証券売却益	-	158
関係会社株式売却益	-	634
新株予約権戻入益	0	3
特別利益合計	0	796
特別損失		
固定資産除却損	-	0
その他	-	0
特別損失合計	-	0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	867	4,811
法人税、住民税及び事業税	51	8
法人税等合計	51	8
当期純利益又は当期純損失()	816	4,819

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		11	40.8	2	63.3
労務費		-	-	-	-
経費		16	59.2	1	36.7
当期総製造費用		27	100.0	3	100.0
期首仕掛品棚卸高		-		-	
合計		27		3	
期末仕掛品棚卸高		-		-	
棚卸評価損		-		-	
当期製品製造原価		27		3	

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
主な内訳は次のとおりであります。 支払報酬 0百万円	主な内訳は次のとおりであります。 支払報酬 -百万円

(原価計算の方法)

プロジェクトごとの個別実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	10	10	10,652	10,662	23	6,839
当期変動額						
新株の発行	269	269		269		
当期純利益						816
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	269	269	-	269	-	816
当期末残高	279	279	10,652	10,932	23	7,655

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金合計				
当期首残高	6,862	1,173	16,362	7	16,370
当期変動額					
新株の発行			538		538
当期純利益	816		816		816
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				2	2
当期変動額合計	816	-	1,355	2	1,352
当期末残高	7,679	1,173	17,717	4	17,722

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	279	279	10,652	10,932	23	7,655
当期変動額						
新株の発行	5,406	5,406		5,406		
当期純損失()						4,819
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	5,406	5,406	-	5,406	-	4,819
当期末残高	5,686	5,686	10,652	16,338	23	2,835

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金合計				
当期首残高	7,679	1,173	17,717	4	17,722
当期変動額					
新株の発行			10,812		10,812
当期純損失()	4,819		4,819		4,819
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				4	4
当期変動額合計	4,819	-	5,992	4	5,997
当期末残高	2,859	1,173	23,710	9	23,719

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品

蓄電ソリューション事業 : 主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

原材料

蓄電ソリューション事業 : 主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(4) 暗号資産

活発な市場が存在するもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は当期の損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備含む)は定額法

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	3～15年
工具器具備品	2～10年
機械及び装置	8～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・デジタルアセットマネジメント事業

デジタルアセットマネジメント事業においては、暗号資産投資、株式投資等を行っております。

(1) 暗号資産投資

主に暗号資産の運用を行っております。自己保有暗号資産につきましては、期末時点の残高に対して時価と帳簿価額の差額を収益に計上しております。また、法定通貨又は他の暗号資産との交換（譲渡）を行った場合には、注文が約定した時点で収益を認識することとしております。

(2) レンディング収入

暗号資産レンディング事業者の暗号資産レンディングサービスを活用した運用を行っております。

これによるレンディング収入は、暗号資産の貸付契約に基づき、期間の経過に応じて収益を認識しております。

(3) 株式投資

暗号資産関連銘柄として投資事業組合等に投資を行っております。これら投資事業組合等から配当金収入があり、配当金を受領した時点で収益を認識しております。

投資事業組合等への投資は満期保有の予定であり、満期に伴う分配が生じた場合には、取得原価との差額を配当金の受領時に収益に認識いたします。

また、これら取引に関連する費用につきましては、発生時に費用として認識しております。

・エネルギー事業

エネルギー事業においては、主に顧客の電力消費に対応する電力供給を行うサービスを提供しております。契約期間にわたり顧客に電力供給を行うにつれて履行義務が充足されることから、経過時点における役務提供に応じて収益を認識しております。具体的には、検針による確定した電力供給量により履行義務の充足を認識するとともに、検針日から決算日までの期間は過去の平均的な電力供給量に基づく電力料金をもとに見積りを行って履行義務の充足による収益を認識しております。

・蓄電ソリューション事業

(1) 商品・製品販売

蓄電池及び省エネ関連商材等の販売を行うものであり、顧客に商品・製品を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した商品・製品を顧客が検収した時点で当該商品・製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 省エネコンサルティング

主に行政機関が行っている補助金制度等の申請に係る支援業務を行うものであり、当該支援業務を行う履行義務を負っております。当該履行義務の充足は、補助金等の交付決定があった日の一時点で認識しております。これは、支援を実施した申請に対して補助金等の交付決定がなされたことをもって履行義務が完了したものとす内容の契約を顧客と締結しているからであり、申請の完了で履行義務が充足されるものではなく、一定期間にわたり履行義務が充足されるものでもないためです。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
商品	142百万円	177百万円
製品	0百万円	- 百万円
原材料及び貯蔵品	2百万円	0百万円
棚卸資産評価損(売上原価)	0百万円	15百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
関係会社株式	240百万円	220百万円
関係会社株式評価損	- 百万円	- 百万円

上記の内、ゼロメディカルの金額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
関係会社株式	30百万円	- 百万円
関係会社株式評価損	- 百万円	- 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式等については、当該関係会社等の財政状態の悪化により実質価格が著しく低下した時には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を認識しております。

3. エネルギー事業の検針日から決算日までの未検針期間の収益の見積り計上

連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
売掛金	85百万円	183百万円
立替金	4百万円	- 百万円
短期貸付金	781百万円	81百万円
その他(未収入金)	35百万円	34百万円
買掛金	0百万円	0百万円
未払金	55百万円	0百万円

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
給与手当	607百万円	701百万円
賞与	146百万円	240百万円
広告宣伝費	68百万円	228百万円
業務委託費	81百万円	223百万円
減価償却費	69百万円	69百万円
貸倒引当金繰入額	69百万円	13百万円
地代家賃	193百万円	116百万円
おおよその割合		
販売費	14.7%	19.1%
一般管理費	85.3%	80.9%

2. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
受取利息	9百万円	4百万円

3. 科目に含まれている関係会社に対する営業外費用は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
支払利息	5百万円	0百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2025年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額240百万円)は、市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

2. その他有価証券

その他の有価証券は、すべて市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

当事業年度(2026年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額220百万円)は、市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

2. その他有価証券

その他の有価証券は、すべて市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
棚卸資産	69百万円	37百万円
貸倒引当金	95百万円	87百万円
投資有価証券評価損	112百万円	112百万円
関係会社株式評価損	209百万円	16百万円
未払事業税	15百万円	21百万円
税務上の繰越欠損金	1,783百万円	3,585百万円
その他	49百万円	65百万円
繰延税金資産小計	2,335百万円	3,925百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,783百万円	3,585百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	551百万円	340百万円
評価性引当額小計	2,335百万円	3,925百万円
繰延税金資産合計	- 百万円	- 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	-
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	49.8%	-
過年度法人税等	4.9%	-
評価性引当額の増減	33.5%	-
税率変更による影響額	51.0%	-
その他	2.7%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.9%	-

(注) 当事業年度は税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万 円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	126	4	24	106	28	7	77
機械及び装置	229	766	-	995	37	35	958
工具器具備品	91	43	0	135	84	20	50
土地	11	148	-	160	-	-	160
建物仮勘定	-	851	501	350	-	-	350
有形固定資産計	459	1,815	526	1,747	150	63	1,597
無形固定資産							
ソフトウェア	176	44	-	221	126	33	94
ソフトウェア仮勘定	5	40	43	2	-	-	2
無形固定資産計	182	85	43	223	126	33	96

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	本社関連	4	百万円
機械及び装置	発電所関連	766	百万円
工具器具備品	事務所備品	43	百万円
土地	発電所関連	148	百万円
建物仮勘定	発電所関連	851	百万円
ソフトウェア	自社用ソフトウェア	44	百万円
ソフトウェア仮勘定	自社用ソフトウェア	40	百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	本社関連	24	百万円
工具器具備品	事務所備品	0	百万円
建物仮勘定	発電所関連	501	百万円
ソフトウェア仮勘定	自社用ソフトウェア	43	百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	310	-	-	32	278

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)の主な理由は、洗替えによる戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	電子公告により行います。但し、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 (https://www.remixpoint.co.jp/ir/html/denshi.html)
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第22期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第22期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第23期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)の発行)の規定に基づく臨時報告書
2025年4月10日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書
2025年4月28日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書
2025年5月15日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書
2025年6月12日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における決議事項)の規定に基づく臨時報告書
2025年6月27日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書
2025年8月14日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書
2025年9月30日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書
2025年11月14日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）の発行）の規定に基づく臨時報告書
2025年12月4日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書
2026年2月13日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）の発行）の規定に基づく臨時報告書
2026年4月23日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（吸収分割）の規定に基づく臨時報告書
2026年5月15日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書
2026年5月15日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書（参照方式）及びその添付書類

第三者割当により発行される第24回新株予約権の募集
2025年5月19日関東財務局長に提出。

第三者割当により発行される第25回新株予約権の募集
2025年7月9日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月23日

株式会社リミックスポイント

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 隆伸

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイント及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

電力売上高及び売上原価の計上額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>電力売上高は企業グループの売上高の売上高の大半を占めている。</p> <p>この電力売上高は、ITへの依存度が高い。すなわち、スマートメーターから送信された電力使用量が送配電事業者を通じて当社に配信され、登録された契約情報の料金プランに応じて多数の需要家に対する請求額が自動計算され売上計上される。そのため、電力売上高に関する会計証跡はほとんどが電子データとなるため、通常と異なる監査アプローチが必要である。</p> <p>一方、仕入れコストについては、電力調達コスト、法定コスト、代理店報酬など多岐にわたり、収益費用の対応関係を適切に処理することが困難な点がある。</p> <p>以上から、当法人は電力売上及び売上原価を「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、電力売上高及び売上原価の計上額の妥当性について、主として以下の手続きを実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 電力売上について <ul style="list-style-type: none"> 電力売上の業務プロセスを理解するとともに、データの登録、受信データの取り込み、自動計算などのIT業務プロセスについての内部統制の検証を行った。 また、計算された請求データが適切に集計・処理され、財務諸表に反映されていることを確かめた。 さらに、検針日から期末までの電力売上の概算計算の妥当性を検証した。 債権の評価について <ul style="list-style-type: none"> 一般家庭を含む多数の需要家が顧客であり、回収不能額も一定程度恒常的に発生するため、貸倒引当金が適正に見積もられているか確かめた。 電力仕入について <ul style="list-style-type: none"> 売上原価を構成する電力調達コスト、送配電費用、非化石証書購入費用、容量拠出金負担金、代理店手数料などについて、その内容、発生態様及び会計処理を把握し、その適正性を検討した。 各費用については、分析手続きを実施して異常な増減がないか、計上漏れがないかなどを検討した。また、管理資料等と突合するとともに、リスクと金額的重要性に応じて証憑突合手続を実施した。 さらに、費用が電力売上高に適切に期間対応しているか確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リミックスポイントの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社リミックスポイントが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は30.8百万円であり、非監査業務に基づく報酬の額は無い。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 隆伸

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

電力売上高及び売上原価の計上額の妥当性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。
--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及び監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。